

◎議長(大類好彦議員)

皆さん、おはようございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第7号によって進めます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、11番 塩原未知子議員の発言を許します。塩原未知子議員。

[11番 塩原未知子 議員 登壇]

◎11番(塩原未知子議員)

おはようございます。一般質問2日目冒頭一言申し上げます。

本来ならば、今頃は東京オリンピックで日本中が沸きたつはずだった6月です。3月定例会からわずか3ヶ月の間、世界は新型コロナ禍で、デモや暴動、未だ見えない敵、ウイルスによる恐怖のパンデミックは、脆弱な社会の患部を悪化させ、未だ大きな渦の中にいるようであり、確かな未来が見えにくい状態であります。しかし、基幹産業が農業である我がふるさと尾花沢には、田んぼの稻はすくすく成長し、名物の尾花沢スイカのトンネルの畠が生き物のごとく畠を走り、一年で一番活気と、希望にあふれる風景が見えます。

2月から様々なイベントや集まりが感染防止の自粛の中、中止になり考える時間がいつもよりたくさんありました。こんな時だからこそピンチはチャンス、市民を守るために、元気を興すために何をすべきか、さまざまな古い資料や映像、ここ3ヶ月のインターネット越しに調査してみました。今まで見えにくかった本当に大切に守りたいものは何か。改めて互いを思う気持ちが、市内では、さまざまな場面で信頼関係の絆をより深くしてくれたことを実感しました。

山形県内は43日間、新たな新型コロナ感染者の報告はなく、6月1日現在、尾花沢市の市報によれば、人口15,577人、5,717世帯の当市であります。尾花沢市は感染者報告がゼロであります。

今月からは、コロナ自粛の解除が徐々に進められてきました。さまざまなことが新しい生活様式の中で再開されています。そして今まで足踏みしながら、なかなか進まなかつたことが、逆に加速して進化していくようにも感じています。

これからさまざまな災害の安心安全を願う時、東京一局集中の試練はまだまだ続くと思います。もともと三密のない過疎地尾花沢市です。ピンチはチャンスであります。不便だと思われていた小さな自治体の良さをこれから存分に発揮させられると思います。本当に

大切なものは何か、安心安全の意味を深く考えながら、力を合わせ地域の未来を描いていきましょう。アフターコロナ、ウィズコロナの新しい世界は、「雪とスイカと花笠のまち」それと再び、ふるさと回帰尾花沢のビジョンを思い起こし、考えたいと思います。一言が長くなりましたが、通告にしたがい、大きくは4つの質問をいたします。

まずははじめに、地域資源をフル活用する農林業振興と定住促進について3項目お答え願います。

1. 近年、近隣自治体や民間が電力会社を立ち上げる動きが活発になってきています。当市の主力産業である農業においては、畜産、稻作、園芸作物において、循環型農業が確立しております。持続可能な取り組みとして自然エネルギーの導入推進が必要であると考えます。取り組みを推進するためにも、市民が株主であるふるさと振興公社が管理する施設をモデルケースとして活用するなど、産・学・官・民が連携しながら、自然エネルギーに関しての調査・研究できる組織体制を整えてはどうでしょうか。

2. エネルギーの自給自足を目指し、重油に代わるエネルギーとしてバイオマス発電や風力発電施設など、さまざまな再生可能エネルギー導入や自治体新電力などを研究し、公共施設をはじめ、農業や日常生活の維持経費削減を目指す取り組みを推進してはいかがですか。

3. 太陽光発電買取制度の見直しによって、低圧太陽光発電に一定程度の自家消費が義務付けられることになり、自然エネルギーの自家消費が加速することが予想されます。これからは、災害対応として自家発電が避難所に必要になると想っていますが、各地区の避難所の改修にあたっては、太陽光パネルや蓄電池を設置し、地域防災力を強化するとともに、発電した電力を地域内に優先的に供給し、地域で生活する方の負担軽減を図り定住促進に繋げることはできないかお尋ねします。

また、大学や企業の研究室や、関連する産業の積極的な誘致を行ってはどうか、市長のお考えをおききします。

2番目に、世界に繋がる文化と伝承の継承についてお尋ねします。

昨年のまるだし尾花沢ふれあいまつりから、今年の8月の花笠まつりまで尾花沢四大まつりが1年間、さまざまな理由で全て中止となりました。

今後の新型コロナ対策で、牛肉まつりほか、夏までの市内恒例の集客するイベントも中止となりました。

地域経済と文化の継承を考えた場合、このままでは、アフターコロナの影響は計り知れないものであります。今こそSNSなどの世界に情報発信ができる仕掛けを利用して、文化の継承、祭、イベントの発祥、当時の思いなどについて、情報発信を再認識する機会と思いますがいかがでしょうか。

このことを踏まえ、2項目についてお答え願います。

1. 徳良湖まつりは花笠踊りのオンライン指導を実施し、ふるさとに帰れない学生さんたちと一緒にオンライン上で共演し映像を作成し公開してはどうでしょうか。

2. 花笠まつりは、徳良湖で土搗きの奉納を行い、パレードでなく湖畔を囲み市民有志が参加するような花笠踊り奉納を行ってみてはどうでしょうか。また、四季折々の湖畔をドローンで撮影するなど、築堤100周年、来年の盛り上がりをさらにアップするためにPR映像を作成してはどうでしょうか。四大まつり実行委員長である市長のお考えをお聞かせください。

3番目に、四季を楽しむ徳良湖の環境整備についてお答え願います。

来年築堤100周年を迎える徳良湖は、市民の心と体の健康増進の場であり、憩いの場でもあります。新型コロナ対策で自粛の中、アフターコロナ、故郷回帰が益々期待されます。また、四季を通して癒しと健康をもたらす湖畔づくりに取り組むために、移住者や若者が集まるオートキャンプ場が足掛かりになると考えております。これから湖畔の環境整備を考えるにあたって、3項目についてお答え願います。

1. オートキャンプ場の管理棟カフェリニューアルの詳細についてお聞かせ願います。また、尾花沢市内と銀山温泉を結ぶ道の駅的な拠点の機能を持たせるなどのお考えはないか、お聞かせください。

2. 今後、整備が計画されている花畠の維持管理をはじめ、徳良湖周辺の松や桜などの樹木の管理については、複数の課で管理作業にあたっている状況であります。これまでも徳良湖周辺を管理しているふるさと振興公社に、これからも管理すると思いますけども、一体的に管理していく考えはないでしょうか。

3. 徳良湖周辺に、小規模な太陽光と風力発電を利用し、独立型の街路灯を整備するなど、電線が不要になり、景観に配慮し周辺の安全も確保できると考えますが、設置するお考えなどありませんかお尋ねします。

最後の質問です。市民の健康増進について、2項目お答えください。

市内各所において、ウォーキングによる健康づくり

に取り組む市民が多く見られます。ウォーキングは、ジョギングやランニングと異なり、体にかかる負担も小さく、小さな子どもから、お年寄りまで手軽に取り組める運動方法の一つであります。ウォーキングによる健康づくりを後押しするために、各地区にある里山などの地域資源を活用した、地域ごとの特徴あるウォーキングコースを作成し、市民・住民の健康増進を推進してはどうでしょうか。

2. 以前から当市には、市民が元気で長生きできるように、だれでも・どこでも・いつでもできる、花笠音頭を使用した「花笠ダンベル体操」を創造していますが、これもオンラインを使って配信するなど活用し、徳良湖100周年を来年に迎え、市民の健康増進のツールとして積極的にPRし、活用してはいかがでしょうか。

これで私の発言席からの質問は終わりますが、必要に応じて自席からの再質問をお許しください。誠意あるご答弁どうぞよろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

おはようございます。ただ今、塩原未知子議員より大きく4点につきましてご質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

地域資源をフル活用する農林業振興と定住促進についてお答えします。

環境にやさしいまちづくりを推進するために、本市地域資源を有効活用した自然エネルギーの導入推進は重要であると思います。

本市では平成16年度に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の補助を受け「地域新エネルギー・ビジョン」を策定しています。本ビジョンは、化石燃料エネルギーに代わる、環境負荷の少ない地球に優しい新エネルギーの導入を推進するために策定したもので、ビジョンには、新エネルギーについての理解を深め、本市の地域特性を活かした新エネルギー導入の基本方針と、導入に向けた方策などが示されています。

平成23年には、市庁舎へ設置していた雪山簡便冷房システムをはじめ、徳良湖温泉の雪蔵、新鶴子ダムの水力発電など、地域資源を活用した取り組みが評価され大正ロマン再生可能エネルギーパークとして認定されております。

その後も、産・学・官・民で構成する尾花沢市新エ

エネルギー推進会議を立ち上げ、市内で利用可能な再生可能エネルギーを紹介した「尾花沢市における再生可能エネルギー導入ガイド」を作成しています。ガイドには、太陽光発電をはじめ、ペレットストーブ、薪ストーブなど、様々なエネルギーのメリット、デメリットを説明し、市民向けに分かりやすく作られており、市のホームページに掲載しております。

現在は、家庭向けの再生可能エネルギー設備導入に際し、太陽光発電設備をはじめ、木質バイオマス燃焼機器、地中熱利用空調装置、雪氷熱利用設備などの導入に対しての補助制度を設けており、チラシを全戸配布するなどPRに努めています。

今後、産・学・官・民が連携した自然エネルギーに関する調査・研究できる組織体制を整えてはどうかとのことです。県の環境アドバイザー派遣事業などを活用しながら新エネルギー推進会議を再編し、地域新エネルギービジョンに掲げる地域特性を生かした新しいエネルギー導入に向けて本市のエネルギー環境の分析と、再生可能エネルギーの利活用について研究していきたいと思います。

次に、エネルギーの自給自足についてです。

最上町では、地域の特性に合った木質バイオマスエネルギーを活用し、民間企業の発電事業による産業創出と町営団地における地域循環型の再生可能エネルギーの強化を図り、地域雇用の創出や定住促進等、活性化を目指しているようです。

また、長井市と川西町では、再生可能エネルギーの地産地消を目指し、昨年度から環境省の補助金を活用し、置賜地区への自治体新電力設立の検討を行っています。

どちらも地域に産業を興し、雇用を生み、富の流出を防ぐことで地域経済の好循環を目指しつつ低酸素化を図ることが目的です。

昨年度の3月定例会で自治体新電力についてお答えしておりますが、自治体新電力については技術的、制度的なノウハウや経営的なマネジメント能力、さらには地域をまとめる能力など、さまざまな課題をクリアする必要があるので、やまがた新電力をはじめ、置賜地区や最上町の取り組み事例を参考に、今後再編する新エネルギー推進会議の中で調査、研究してまいります。

次に太陽光パネル等自然エネルギーの地域供給についてお答えいたします。

大地震などに見舞われた際には、電気や水道などのライフラインが断たれる事態が想定されます。大規模

災害となれば、電気の復旧にも時間を要することが考えられますので、太陽光発電設備などの発電設備があれば、独自に電源を確保することが可能になります。

現在本市では、指定避難所には発電機を設置し電力供給に対応しています。燃料は化石燃料ですが、太陽光発電と蓄電池を組み合わせた設備の設置費用が高額であることや、冬期間の安定した電力供給の観点から発電機を設置し対応しております。

今後、指定避難所の改修を行う場合、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーを活用した設備の有効性や、この発電電力を地域へ供給が可能かどうかなども総合的に検討してまいります。

次に、徳良湖まつりと花笠まつりの文化と伝統の継承についてお答えします。

徳良湖まつり、花笠まつり、まるだしふれあいまつり、雪まつりは、本市の四大まつりと位置づけており、これらは、「尾花沢市四大まつり実行委員会規約」により、四大まつり実行委員会が事業を実施することとしています。

ご提案のオンライン上の花笠おどり共演映像の作成や徳良湖畔での土搗き奉納やドローン撮影などのまつりの開催方法については、まつり実行委員会の検討事項となりますので、事務局である市観光物産協会と情報を共有させていただきます。

なお、徳良湖まつりや花笠まつりの今後の運営方針について、事務局内で検討している事項があり、ご提案の内容と関連する部分がございますので、一部ご紹介いたします。今年度の花笠まつりでは、27日の諏訪神社の神事のみ実施予定となっており、その状況を動画で配信することを考えています。併せて、毎年パレードに参加し、まつりを大いに盛り上げていただいている団体の皆様、例えば、源流花笠踊り保存会や山形県立保健医療大学の学生の皆さんから協力を仰ぎ、神事と同様に花笠踊りも国内外に向け配信できないか検討しております。

また、来年度の徳良湖築堤100周年事業については、徳良湖まつり期間内において徳良湖畔で開催し、花笠おどりの実施やドローン撮影についての検討をしています。これらについては、素案の段階ですので、今後新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、関係機関と連携の上、内容をより精査して対応してまいります。

次に、徳良湖の環境整備についてお答えします。徳良湖周辺は多くの市民が訪れる憩いの場となっています。中でもオートキャンプ場には、4月下旬から11月末までの7か月間で1万人を超える方がキャンプ等を

楽しむために訪れています。こうしたキャンプ場の管理棟内に、キャンパーだけでなく、だれもが気軽に立ち寄ることができ、若者が集える場としてカフェを設置する考えです。

カフェのスタッフは本市の地域おこし協力隊員が担うこととし、同隊員がここに集う異業種の若者の交流を促進させることで、若者による地域づくりやまちおこしの新たな契機となることを期待しています。それにより、徳良湖周辺をはじめとする本市がさらに活性化するとともに、市内の若者の定住と市外の若者の移住推進を目指すものです。

このカフェでは、本市の食材を使用した菓子や軽食の提供をはじめ、エスプレッソマシンを導入して市内で味わうことができないスペシャリティなコーヒーの提供を考えています。

また、若者が集いやすいように配慮した営業形態の検討やインターネット環境の整備も予定しており、カフェオープンに向けた関係予算を本定例会に議案として上程しております。

現在、既存の施設を可能な限り活用しつつ、7月中旬にオープンを考えていますが、このカフェが築堤100周年を迎える徳良湖周辺のさらなる賑わいの拠点となるよう最大限に活用してまいります。

次に、管理棟に道の駅のような総合案内の機能を持たせることについてお答えします。

カフェができることによって、市外からの来場者の増加が期待されますが、カフェを中心に据えた「若者が気軽に集える場」というコンセプトを、まずはしっかりと具現化することが大切だと考えています。

つまり、カフェに入った時、店内の雰囲気が皆さんにとって居心地がいい場所であり、第三の居場所といわれるサードプレイスとして若者にカフェを選んでいただけるようにしなければならないということです。

今後は、オープン後のニーズに注視しながら、案内が必要な場合にはこれまで同様オートキャンプ場の受付窓口担当で対応しますが、インターネット環境が整備されている場所でもありますので、スマートフォン等を有効に活用した、雰囲気に見合った情報の提供方法も検討してまいります。

次に、徳良湖周辺の樹木等の管理についてお答えします。

徳良湖周辺の樹木については、植栽されている桜や松の健全な生育と、美しい徳良湖周辺の景観維持のため、関係課と連携しながら適正に管理しております。桜については、還暦などの記念植樹でご寄附いただいた

ものもあることから、従来の桜と併せて樹木医のアドバイスをいただきながら、総合政策課で管理している状況です。

徳良湖の魅力は、清らかな湖面と豊かで静かな松林、遊歩道の桜並木と周辺をとりまく緩やかな丘陵地など、それぞれの景色の調和にあります。そして、市民の憩いの場である徳良湖は、県内外に誇れるかけがえのない尾花沢の財産です。

徳良湖を中心とした美しい風景を後世に引き継いでいくためには、一体的で効率的な管理体制の構築が必要であると考えておりますので、花畠と樹木が一体的に管理できるよう調整してまいります。

太陽光と風力発電を利用した独立型の街路灯についてお答えします。

再生可能エネルギーを活用した独立型の街路灯は、平成26年度に基幹集落センターと研修センターの間に、太陽光パネルを搭載した街路灯を1基設置しております。

再生可能エネルギーを活用した独立型街路灯のメリットは、電力会社からの電源供給が不要であるため、送電設備が無い場所にも設置できることや、災害発生時に電力の供給が停止した場合でも影響を受けないことが挙げられます。

一方で、風車や太陽光パネルの発電装置に加え、電力を蓄電するためのバッテリーを搭載する必要があり、通常の街路灯と比べ事業費が高額であることや、冬期間の発電量や雪対策などに課題があります。

街路灯を設置する際に、再生可能エネルギーを活用することは選択肢の一つになると思いますが、徳良湖周辺の施設整備については、徳良湖周辺整備マスターplanに基づき、優先度と緊急度を考慮しながら計画的に進めてまいります。

次に、市民の健康づくりについてお答えします。

まず、地域資源を活用したウォーキングコースの作成についてですが、本市には、美しい日本の歩きたくなるみち500選に選ばれた「銀山温泉とブナ共生の森のみち」と「おくのほそ道・山刀伐峠のみち」があります。その他にも、尾花沢運動公園や徳良湖周辺の遊歩道などがあり、多くの市民に利用されています。

また、心身の健康づくり事業として、ブナ共生の森ウォーキングを毎年開催し、ウォーキングによる健康づくりを実施しております。

ウォーキングは誰もが安全に手軽に身近な場所で取り組める運動ですので、それぞれの場所で自分にあった距離を無理なく設定し、取り組んでいただくことが

重要です。そして、時には、友人や家族と一緒に足を延ばし、ブナ林での森林浴や芭蕉に思いを馳せながら山刀伐峠を散策する等、心身のリフレッシュを図った健康づくりもお勧めしていきたいと考えております。

本市のすばらしいウォーキングコースを多くの市民に知ってもらい、健康づくりに繋げてもらえるよう、市のホームページや各地域で開催する健康づくりの事業の中でお知らせしていきたいと考えておりますので、それぞれの地域でお勧めのコースがあればご紹介いただきたいと思います。

今後も子どもから高齢者まで手軽に取り組める運動として、各地域での出前講座や健康づくり事業の中で、ウォーキングによる健康づくりを推進してまいります。

尾花沢市のご当地体操「花笠ダンベル体操」は、平成11年に米沢短期大学に依頼し作成され、「貯筋で健康」を合言葉に、高齢者を中心に誰もが安全に筋力向上できる体操として、高齢者を中心に普及を図ってきました。

現在、新型コロナウイルス感染予防の自粛から、改めて家の中で手軽にできる運動が注目されています。この花笠ダンベル体操は、子どもから高齢者まで気軽に安全に取り組むことができ、生活習慣病や寝たきり予防・改善にもつながることから、地域で開催する健康づくり事業に加え、動画配信など新たなツールも活用して普及を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。本当に、このコロナの中でいろいろ考えて、もう尾花沢ってすごい資産がたくさんあると私は感じました。先ほど4つの質問をしたんですけども、何にも変えて尾花沢市民の健康を守ることが一番の私たちの課題であると私は考えております。そこで、一番最後の健康づくりのためにウォーキングってことがありましたけれども、市長のほうから他にもあればということで、一番大きな場所を、とか有名で皆さん知っているながら忘れているウォーキングコースがあることを気が付きました。銀山温泉の廃坑まで、国の史跡がある廃坑までの、その登山に近い急な坂もあるんですけども、そこもウォーキングコースとして、今まで長い間かけて尾花沢市で整備した場所であります。そういうところもありますので、各地区にそれぞれのウォーキングコースがあると思います。そこを十分に皆様で再認識していただき、

さらにこれからいろいろなまちづくり地域づくりに活かしていっていただきたいなと思っております。先日ちょっと銀山温泉のウォーキングコースは歩いてこれなかったんですけども、久しぶりに銀山に解禁になってから泊まってまいりました。本当に今までにないくらい、お客様が本当に少なかったです。ですが徐々に再開しているところから、本当に活気が出てきているなど、この状態をさらに尾花沢の未来に続けていきたいなと思って、今回4つの質問をしたつもりでございます。そこで、順番をおって再質問させていただきます。

一番最初の地域資源をフル活用する農林水産業の振興と、定住促進ということで、ご質問しました。市長の答弁の中には、尾花沢市の新エネルギー推進会議ということをもう一度再考し、産・学・官で頑張って研究を進めていくという力強いご答弁いただきましたので、それに関してもう1つ質問させていただきます。

今まで、いろいろな尾花沢の資源があったと思うんですけども、その資源の中で、水が大事だと私はすごく思いました。その水に関してなんですかね、今回いろんな企業などから調査ということで、川を利用した発電もある。あとは風力発電をするということで、調査があるということがあります。そういうことも含まれているんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

お答えします。水の部分の小水力発電ですが、昨年度、全協であったり議会でも説明したとおりでありますけども、現在、会社が都会のほうにあります、なかなかこちらに来れなくて、進捗状況はちょっとストップしている状態ですが、向こうの会社ではテレワークであったりとか、こちらの設計業者との連携、そして昨年度まである程度の地権者への説明等を行っておりまして、あと農業委員会の申請だったりとか建設課の協議をしてて、今途中であります。

また、風力発電の部分でありますけれども、県のほうと申請があり、市の要望等の回答を2回ほど行っております。やはり一番大事な宝栄牧場のほうでは、妊娠している牛になりますので、大切なお腹にいる子どもが安心安全できちんと育つかを十分に確認するような要望、そして銀山温泉からの景観が風車で台無しにならないようにという強い要望をしながら現在進んでいるところであります。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番 (塩 原 未知子 議員)

ありがとうございました。本当に自治体だけではできない、民間だけでもできない、やはりその辺りをしっかりと手を組みまして、いろいろな学識経験者の方々のご指導を仰ぎながら、これから先を考えていたいと思います。再生可能エネルギー導入にあたって、私はやっぱり尾花沢の資源であります、いろんなところが光ってくるような施策っていうことで、花笠高原施設、また徳良湖周辺施設のリニューアルに関してしっかりと考えていくことが一番のキーワードではないかと思っているところなんですねけれども。先ほど徳良湖の質問もしましたが、ふるさと振興公社が今まで担っている施設の管理の部分も含めて大きなウエイトを占めていると思います。今回ふるさと振興公社の株主総会では、代表が変わったということをお聞きしております。その辺り含めて代表取締役でもある副市長がここにおられますので、お話を聞きたいと思います。いかがでしょうか、このエネルギー問題にかかわらずということでお願いしたいと思います。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

副市長。

◎副市長 (石 山 健 一 君)

ふるさと振興公社の代表取締役ということで、質問のご指名でございましたが、私今のお話にもありましたとおり、5月29日のですね、株主総会の時に開かれた取締役会におきまして、ふるさと振興公社の代表取締役を仰せつかりました。私の役割はですね、この新型コロナウイルスの影響によりまして、ふるさと振興公社のですね、危機的な経営状況にあるということで、これを克服するために、やはり市と公社の連携をさらに強化するということで、この難局を何とか乗り切ろうというふうなことが、私の任された大きな任務であるというふうに認識しております。公社の経営に関しては、これまで特に3月議会におきまして、予算とも絡みまして、議会の皆様方からは大変いろんな観点からご議論いただきました。大きく3つあるかなというふうに思っております。

1つ目は、先ほどの塩原議員のご質問の中にもありました、まさに徳良湖畔を市民の皆様からですね、さらに多くの市民の皆様から集まっていただくような取り組みということで、当初予算では、バンプトラックの設置でありますとか、あるいは子ども広場の遊具の改修といったことも予算化していただきました。さらには、レストランの改修の設計も予算化していただ

きました。先ほどのご質問にもありましたように、さらにはそのカフェの開設とかですね、あるいは花畠の整備とかそういうこともいろいろ取り組んでいかなければいけない、こういった徳良湖をいかにさらに魅力を高めるということが、市としても取り組んでいるものでございます。

それから2つ目ですが、鶴子の高原荘ですが、これについては、合宿等のですね、少し安価な宿泊にシフトしていくということや、地元の方々と連携ですね、やはり地元の魅力をもっと発信できるような、そういう形で新たな営業形態を模索しながら、活性化をしていくというふうなことなどあるかと思います。そしてこれをみんな含んでですね、やはり今までなかなか経営大変だった、ふるさと振興公社の経営を黒字化すると安定的な経営すると、こういうことを諸々ご議論いただいて、今回の当初予算がお認めいただいたというふうに私は思っております。ただこういった議会の皆様方から、今後の公社の方向性について、いろいろ叱咤激励も含めて、予算を認めていただいたのですが、今回の公社のですね、予算は当初の段階から実はコロナの影響によりまして、売り上げは大きく落ちております。赤字の予算を組まなきやいけないふうな状況になっております。こういう経営的には危機的な経営状況にあるということで、これらをなんとか克服して当初考えたことがらを達成するということが、私の任務だというふうに思っております。このためにはですね、やっぱり市と公社がもっと対話なり連携を深めていくということが1つ大事だと思っていますし、また公社社員の皆様、本当に頑張ってくれていますけれども、さらにモチベーションを高めながら、市の周辺整備と併せてですね、さらにこう営業活動活発化していくようなですね、そういう取り組みもしていかなければいけないなというふうに思っております。現場の専務理事と総務部長、そして社員の皆さんと一緒にになってですね、頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひ議員の皆様方からもご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。ちょっと前置きが長くなりましたが、エネルギーのお尋ねでございました。副市長の立場からすれば先ほど市長が答弁したとおりであると思っていますが、1つ特に、その今後事情に基づいて新しいそのエネルギー政策を推進していく上で、先ほどの市長の答弁の中でも特に大事なところというのは、やっぱりエネルギーの地産地消と言いますか、富を地域に循環させるっていう部分でありますとか、具体的にそう見えるように動かしていくところが

これから大事なのかなというふうに思っておりますので、私も、市の方針であり市長のもとでですね、しっかりとそれは取り組んでまいりたいというふうに思っております。併せて公社の代表の立場として若干申し上げますと、議員のご質問の中にもありましたように、公社もさまざまな施設を有しておりますので、そこで新エネルギーを活用するということに関しては、例えば公社の経営の中で、光熱水費、特に温泉なりお湯がありますので、そういった重油に替わるそういうエネルギーがあれば、非常にコストも設備も大きく普及するとかなと思いますし、新しいエネルギーを活用したその営業形態というのは、市民の皆様方、利用される皆様方にも共感を呼んで、さらにそれが誘客に繋がるということもあると思ってますので、基本的には市のエネルギー政策の方針のもとで、現場の公社としても取り組みに積極的に参加して協力していくと、こういう公社も市の推進に一緒になって参加していくということが非常に大切だと思っておりますので、そういう考え方で進めていきたいというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。本当に市内の川の流れを利用した小水力の発電や風力発電もあるとは思うんですけれども、尾花沢市内の中には、そういうさまざま工夫をすれば、どんどん人の気、あと人の仕事を生むことができると思います。その仕事を生むために、確かに設立されたふるさと振興公社だったと私は思っておりますので、頑張っていただきたいと思います。市民が何%株主になるわけですか。ふるさと振興公社の場合、尾花沢市が何%の株の保有率なんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

副市長。

◎副市長(石山健一君)

正確なデータはちょっと持ち合わせてないのですが、約97%位だったと記憶しております。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。確かに株主総会で聞いた時には96.何%だったと思うので、ほぼ正確だと思います。それだけ尾花沢市民が株主であります。その尾花沢市民のために、その富の循環をできれば地域で持続可能な限り、今まで重油の値段が経営を左右するようなそ

ういう事態にならないような未来を描いていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

平成28年まで、私議員になりました、鶴子ダムの償還が終了するまでということで、投資的事業を自粛してきた年であります。その後、新庁舎も新しくなり、国道347号の冬季通行も可能になりました。いろんなことが、みんなの想いが集まると可能になるんだなっていうことをつくづく思っております。ですので、みんなが本当に喜んで尾花沢に帰ってきたい。尾花沢にこそ戻らなきゃということで、いろいろ定住に対しては、仕事があれば戻ってくると思います。そのような形で皆一丸となってふるさと振興公社を盛り上げていければ良いのかなと思っております。ちょっと質問のほうが散話してしまいましたけれども、もう一度振り返ります。

さまざまな農林業の振興に対して、私は再生可能エネルギーがこれから十分に作用するのかなと思っております。その中の1つで、人間の数よりもそのうち牛の数のほうが多くなるんではないかと言われているくらい尾花沢牛の頭数も増えてくると思います。そのあたりのエネルギーの利用っていうのはお考えないでしょうか。お聞かせください。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長

◎農林課長(岸栄樹君)

再生可能エネルギーの農業への導入についてのご質問であります。確かに尾花沢では、ただ今、肥育牛の頭数のほうも1万頭に迫るほど増えております。その堆肥を活用したバイオ発電につきましては、ある一定の企業さんとお話を頂戴している件もありまして、このコロナ禍が過ぎた辺りで、もう一度お話を詰めてていきたいと、内容確認していきたいというふうに思っております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。いろいろな可能性がさらに広がるということをお聞きしましたので、どうぞそのエネルギー推進会議で、オール尾花沢、市民がみんな喜んでそこに賛同できるような事業も考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次になんですけども、徳良湖の祭り、さまざまな祭りを動画のほうで中継するっていうことをお聞きいたしまして、ちょっと期待をしているところであります。いろいろなことが、逆に来なくてもできる技術を使つ

て情報発信できるということなんですけれども、このあたり、来年に繋ぐ何か1つ動きがあるというお聞きして、27日の諏訪神社の渡御のほうを中継するということありますけれども、市民はどのようにそれを見ることができるのかそれだけお聞かせください。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

お答えいたします。ちょうど27日の諏訪神社の例祭になりますので、会場につきましては諏訪神社の境内なのかなと思っています。境内からの中継という形で、市民の方々にはネットの配信っていうふうに考えております。ただ生中継でいきたいと思っていまして、生での通常であればスマートフォンで見るのが一番見やすいのかなと思っています。ただ画面上で見ればやはりパソコンっていうふうになると思いますけども、その際、録画配信のほうも考えておりますので、後々は通常であればYouTubeなどを活用しながら、配信できればっていうふうに考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

ありがとうございます。大変期待しております。そして、花笠まつりの中のパレードのほうはないとは思うんですけども、花笠踊りをですね、皆さんで練習をして各全国いろんなところに花笠踊りの、何でしうや亞流じゃないんですけども、花笠おどりが飛び火しているような状態もありますので、各地区でその花笠に関する祭りみたいなものも繋いでいくようなことがあれば、またさらに面白いのかなと私は思ったところなんですけれども、いろいろな可能性を探っていただきたいと思います。来年の築堤100周年に繋がることであれば、さらに良いのかなと思っております。その中で100年前の映像っていうのはもちろん無いわけですけれども、その100年前の想いみたいなものも含め、尾花沢花笠まつりっていうのは、元々土搗きの時の歌とか踊りということを、流れをもう少し整理をして、そちらのほうの情報発信もしていただきたいんですけども、そのようなお考えはないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

お答えいたします。当時、そうですね100年前のというふうな話になりますけれども、徳良湖築堤と花笠踊りっていうのは、そのやはり1つのものだというふ

うに考えております。ですので花笠踊りのPRをする際はぜひ徳良湖という部分の歴史も、一緒に紹介できるよう形を考えていきたいというふうに思っております。ただ、ひも解く上でたくさんの資料がある中で、ただ私たちの手元にない資料なんか多々あるかと思っています。その際は、やはり市民の協力を得ながら、そういう資料、写真なのかそういうふうな文献なのか、いろんなところから集めていければ、それを徳良湖の100年に合わせられるか、花笠まつりのほうのさきほどのような形でのものに合わせられるかは、今後考えていきたいと思っています。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

よろしくお願いいいたしたいと思います。徳良湖は農業の振興と産業の発展をもって、徳良森をみんなで土搗きをして、みんなで力を合わせて作り上げて、その水が鶴子ダムができたことによって、その灌漑用水ということは、目的を終えたと思うんですけども、その後市民の憩いの場として観光の拠点として、尾花沢市が丁寧に作り上げてきたと思います。そのような思いも含め、さまざまな映像、個人が所有しているものもあると思います。写真もあると思います。そのようなものを集めて、さらに磨きをかけていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

次に、ちょっと質問なんですけれども、徳良湖に対してはカフェもできるということで、大変楽しみにしております。さまざま問題もあるうと思いますが、徳良湖の資料館がそこにありますので、その資料館の行方などちょっと多少心配なんですが、どのような形になるんでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

お答えいたします。ちょうど管理棟の中に、今花笠踊り資料館という形で展示させてもらっておりますけども、前回の定例会の際も、同じような形で質問いただきました。一番良いのはやはり9万人ほどのお客様が、徳良湖温泉花笠の湯にいらしてくださっております。ここにつきましても、市民の方プラス、やはり土日なんかも市外からもたくさんして来てもらっておりますので、徳良湖温泉に展示するのが一番のPR方法なのかなというふうに考えております。ただ場所的にやっぱり徳良湖から離すことは、ちょっと今のところ考えていないので、そのエリア内で考えた場合はそ

こなのかなっていうふうに考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

それを聞いて安心しました。とにかく大事なのはそこだと思います。それに対してオートキャンプ場は元々オートキャンプ場でありますので、そこに資料館があるっていうこと自体がなんとなく不思議な感じもいたしますので、まあ流れとしては、温泉のほうについてのことであれば、安心してカフェの運営のほうも今後伸び伸びとできるんではないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。人が集う場所、地域おこし協力隊の皆さんと、またさらに若い人たちを集める場所を作るってことで、本当に期待しております。私はやはり定住が一番これから的人口増の鍵だと思います。これは、ふるせしおりさんが、地域おこしの時に作っていただいた定住のチラシであります。中を見ると、大変温かく、本当に良い尾花沢が表現されております。この内容も含め、こういう発信をこのカフェの中からできるんであれば、まだまだ帰ってきてたいと思う、あと行ってみたい、住んでみたいと思う若い方々が出てくるんではないかと、あとは定年退職をして、やはり故郷に戻りたいっていう方をどんどん引き込めるような尾花沢のこれから施策をしていただきたいと思っております。その要がやはり徳良湖であろうと思います。徳良湖のいろいろな桜の記念樹を見ますと同窓会の皆様がさまざまな想いを込めて植えております。その方々の動きというのは、どのように把握しておられるでしょうかお聞かせください。

◎議長(大類好彦議員)

総合政策課長。

◎総合政策課長(加賀孝一君)

徳良湖の湖畔には、桜の木を還暦記念でたくさん植えていただきござります。寄附をいただいた時にいつも申し上げてありますけれども、どうしても雪を通すまでの間につきましては、同窓会さんのはうで管理をしていただきたいということをお願いを申し上げてきたところであります。その後につきましては、ある程度大きくなれば大丈夫ですので、そうした場合には、商工会さんとうちのほうと合わせてですね、管理をしているという状況であります。ただ桜の木というのは、非常に病気がつきがちということもございますので、山形県のみどり推進機構に、樹木医さんがございます。樹木医さんのほうにもお願ひして、桜

の木を見ていただき、どういった育て方が一番良いかといったことをお願いをしながら管理をさせていただいているという状況でございます。

◎議長(大類好彦議員)

塩原議員。

◎11番(塩原未知子議員)

今回コロナのために、なかなか外に出られない時に、尾花沢の中では、特に徳良湖の散策道を歩かれる方が大変多くおりました。樹木が本当に、傷んでいたり新しい樹木が植えられていたり、さまざまな記念樹があったり、これをこれからきちんと管理をしたり、あとこれからも植えたいという同窓生があれば、植えていただけるような環境も整えていくのかなと思っております。ここに新たに、市長がこの前お話しいただいた花畠、どのような構想なのかお聞かせいただきたいんですけども、具体的に皆さんからよく聞かれるんです。どこに何がっていうような状態でもなくとも結構ですので、市長の思いをお願いしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

まず尾花沢といえば銀山にきます。現在銀山においてになるかなりの方々が徳良湖を通って行く、その際に駐車場にバスを入れて、徳良湖をちょっと眺めていく方も増えてきていると聞いております。そうしたことを踏まえた時に、徳良湖が単なる付属ではなくて、ここをメインにした市民の憩いの場であってほしい。そのために、やはり市民をはじめ、市内外から大勢の方々が徳良湖を目指すというふうなこともあっていいだろうと、そのためには、目玉が必要だと。やはり尾花沢市、かつて小野市長も言っておりましたけれども、国内で名前に花の付いている市は2つの市だけであると、だから尾花沢は花にやっぱり着目して取り組むべきであろうというのをかなり熱い気持ちで、私聞いてきました。私もそのことを考えた時に、やるならば確かに国道筋も結構ですけども、徳良湖じゃないだろうかと、特に若い人から高齢の方々まで徳良湖にお出でいただき、そして1つのデートスポット、そういう形で散策していただける、そういうところに花がいっぱい咲いていたら間違いない、1つの心の拠り所になるのではないだろうかと。もちろん私も議員当時、富良野のほうへ数回行きました。そしてあそこのファームを眺めた時に、これほど癒されるのかと、全国からこれほど花を見に来るのかというふうなことをまじまじ

と見てきました。尾花沢でそのミニ版でも良いからできないかなというふうなことございました。現在グランドゴルフ場の駐車場の前にラベンダーが植えられてあるわけでございますが、ラベンダーの手入れも大変です。ただあそこの通りを見ますと、道路から徳良湖は見えません。そして花畠を一望することもできません。そういったところを考えれば、今道路からも見える状態にするために、やはりちょっと均して、そして湖畔の近くに行くとガクッと下がりますのでそちらのほうに土を持って行ったり、いろんな活用しながら今木を伐採したところもありますので、そういったところも含めた形での開発をした上で、そしてあの辺一帯のレストランの方向まで、もし花畠ができれば、これは大勢の皆さんに楽しんでいただけるであろうと、そして尾花沢にお出でになる方々が、少なくとも経済効果を尾花沢にもたらしてくれるものだというふうに考えております。ですから、そういったところも含めですね、夢を盛り込んだ形になるかもしれませんけども、今年からできれば着手していきたいと、そしてレストラン徳良湖、長年赤字状態が続いておりますけれども、そちらのほうにお客さんを誘導して、「やあここレストラン変わったね」と言ってもらえるように、市民の皆さんはじめ、多くの家族連れの方々が、ゆっくりと休める場所にしていきたい。そしてまた、花壇の中にも休む場所を作つて、そしていろんな写真を撮る、そういうふうなポイントも作つていただけ最高だなというふうに考えています。そういった形で、いろんな方々のご意見を聞いたうえで、そして進めていきたいというふうに思っております。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、塩原未知子議員の質問を打ち切ります。

次に、4番 安井一義議員の発言を許します。安井議員。

[4番 安井一義議員登壇]

◎4番(安井一義議員)

おはようございます。今市長のほうの答弁の中で、花の話がありました。先週末、各地区で花植え等の共同作業がされていたかと思います。国道沿いの花植えの作業、街路樹下の定植作業ということで、私のほうも作業にあたりました。しかし、だいぶ雨がなく水分のないところへの定植だったため非常に不安だったんですが、雨がありまして非常に水分の無い中で植えた苗がいきいきと安堵しているような感じがいたしました。また、山や畠もいきいきと水を得て光り輝いているというような状況に昨今なっているという状況でな

いかと思います。また、コロナで収入減や一人当たり10万円の特別定額給付金がありましたので、非常に早い段階での配布ということで、非常にもう来たのかということで、いろんな方から早いなあということで話を伺っているところです。収入減への充当や地域活性化のために活用していただいて、いきいきとした市民生活や商店街が輝けるよう活用を願うところです。それでは通告にしたがい質問させていただきます。

1つ目は、鳥獣被害対策についてあります。3つの項目についてお答え願います。

1つ目として、昨年度の農作物への被害状況等はいくらなのかをお聞かせください。

2つ目、追い払い花火や電気柵の使用状況と対策としての効果はどれぐらいあるのか。また、追い払い花火や電気柵に替わる有効な対策があればお聞かせいただきたい。

3つ目、他県では自治会や獣友会の関係団体が連携し、被害防止活動に取り組むことで、被害軽減につながった例もあるということです。このように地域が一体となり活動に取り組むことで、鳥獣被害の軽減に繋がると思ってますが、地域による体制づくりや取り組みを推進してはいかがでしょうか。

次に、2つ目になります。集落ごとの集会所の整備を市では集落公民館の新築・改修・修繕の際に、事業費の一部を支援する尾花沢市分館整備事業を、今年度拡充し支援体制を強化しているところですが、地域によっては集落公民館の維持管理費を賄うことが難しい実態もあるようです。集落公民館については、地域の寄り合いや地域行事に活用するなど、地域住民の交流の場としてコミュニティを維持するために、必要不可欠な場所であると考えます。そこで、下記2項目についてお答えをお願いします。

1つ目は、尾花沢地区の地域をはじめ、市内では集落公民館が未整備の地区があると思いますが、集落公民館が未整備地域はどれぐらいあるのかお聞かせください。

2つ目として、集落公民館が未整備の地域についても、コミュニティ維持のため、気軽に地域の人が集まる場所が必要と考えます。そこで、集落公民館未整備の地域を含めた市内全域に、空き家等を活用した集会場を整備してはいかがでしょうか。回答よろしくお願いいたします。

3項目、雪押し場の夏場の管理活用について、2点についてお答え願います。

1つ目は、市内の雪押し場として活用している場所

は何カ所あるか。市の所有ということです。

2つ目は、夏場の管理状況はどのようにになっているのか、広場として活用するなど、地域で有効活用できるようにしてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

以上で、質問席より質問を終わります。自席にて再質問させていただきます。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

ただ今、安井議員から大きく3点についてのご質問をいただきました。順次お答えしていきます。

まず、昨年度の農作物等への被害状況についてです。

市が確認できた被害金額は約41万円で、主にツキノワグマ、ニホンザル、イノシシによる被害でした。最近は、被害までは至らないもののニホンジカの目撃例も報告されております。

次に、追い払い用花火と簡易電気柵の使用状況及び効果についてです。

まず、追い払い用花火については、3年前に無償配布の本数を3,000本から4,000本に増やして希望する集落に配布しており、今年度も多くの地域から要望が届いております。花火の音を合図に、地域の皆さんと一緒に追払い活動を実践している地域では、一定の成果を挙げているとの報告をいただいており、今後とも地域ぐるみの追払い活動の際にご活用いただきたいと思っております。

また、簡易電気柵については、県の有害鳥獣被害軽減モデル事業や市単独の事業を活用し、毎年多くの農家の方が導入しています。昨年度も58件が新たに設置されています。被害防止の効果については、適正に設置・運用されている農地では被害が軽減されたとの報告を受けており、被害の防止効果が最も高いと判断しております。

追い払い用花火や簡易電気柵に替わる有効な対策についてですが、昨年度、初めて導入した大型捕獲オリについて、個体数調整の観点から一定の成果を挙げたと判断しており、今年度は1基増設し、その効果についてさらに検証したいと考えております。また、東日本では、里と山の境界に固定柵を設置して野生動物の侵入を防ぐ手法がとられ、実績を挙げているようですが、本市では、積雪が2mを超す年もあるなど、固定柵の設置は困難です。本市の地域特性に合った有効な対策は、先に申し上げたとおり、地域が一体となつた

「共助」による追い払い活動であると考えます。近年は、有害鳥獣の種類も増えてきたことから、複数の対策を多面的に行う「地域ぐるみ」の被害防除体制の確立が必要であると感じております。

次に、地域が一体となった被害防止活動の推進についてですが、市では、地域ぐるみの被害防止対策に取り組む集落を支援したいと考えております。昨年度に実施しました「農作物への鳥獣害対策に係る集落アンケート」の中で、「地域活動への支援を望む」と回答した集落にお声がけを行い、地域と一緒に考え、実践するための計画づくりや組織化など、地域が一体となって実施する対策に対し力を入れていきます。

次に、集落ごとの集会所の整備についてお答えいたします。

市内には、地区の自治組織で管理運営している集落公民館は66施設あります。集落公民館を持たない地区は、上町2、上町4、若葉町、新町1・2・3、新町東の7地区となっています。

昨年度実施した集落公民館状況調査では、上町2、上町4及び若葉町については、琴平神社や共同福祉施設を利用しておらず、新町1・2・3及び新町東については新町地蔵尊や中心商店街活性化センターを集会所として利用している状況です。

次に「集会所」の整備についてお答えします。

本市には、地区公民館と集落公民館がありますが大きな相違点は、地区公民館は市が設置した社会教育施設であり、集落公民館は住民の自主的な施設であることです。

本市では、社会教育基本方針の基本目標である、「地域を担う人づくり」を第一のテーマとして事業を展開しています。また、社会教育関連施設や集落公民館の整備充実を図りながら、市民一人ひとりが生きがいをもって豊かで充実した人生を送るための学習活動を支援するとともに、学習成果を活かした活力あるコミュニティづくりに繋がるよう支援しております。

社会情勢が目まぐるしく変化する中で、市民に直結するさまざまな課題を市民自ら発見、認識、解決できる社会づくりが最も重要であり、そのためには、地域の人々が集い、語り合うコミュニティの場づくりが重要です。

昨年度、各地区の区長を始め各種団体の皆さんと話し合いの場を設けさせていただいた中で、「世帯数の減少や高齢化により、集落公民館の維持管理費が年々厳しくなってきている」という多くのご意見をいただきました。市民のみなさまのご意見を踏まえ、今年度か

ら分館等整備事業補助金の補助率を5割から7割に拡充させていただいたところです。集落公民館を持たない地区では、公共施設を利用している地区と、新たな集落公民館を望む地区もありますが、「空き家」を活用した集会所の設置は有効な手段の1つです。一方で、維持管理が大変だというご意見もありますが、集会所の設置については地区の中で十分話し合をしていただき、ご要望があれば行政としても支援してまいります。

次に、雪押し場の管理と活用についてお答えします。

市所有地で、雪押し場として活用している場所ですが、市道除雪に伴う雪押し場のうち、市営住宅跡地など、6箇所です。

市道除雪に伴う雪押し場については、市有地のほかに、各町内会で借りていただいた民地を活用しており、その箇所数は、昨年度現在で1,367箇所となっております。

例年、雪押し場の借用については、各町内会にご難儀をおかけしていますが、今年度から「集落等雪対策支援事業費補助金」として、民地の借用に係る町内会からの謝礼の2分の1を補助する制度を創設し、地区的負担軽減に努めています。

次に、雪押し場として使用されている市有地の夏場の管理状況ですが、草刈をして環境保全に努めています。

また、雪押し場として使用している市有地を、夏場には広場などとして地域で有効活用できないかということですが、市が管理している土地は分散していること、また面積が狭かったり、面積があつても地形が帶状であつたりと活用するには大変難しい現状になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

答弁ありがとうございます。それでは、再質問のほうをさせていただきたいと思います。まず始めに、鳥獣被害対策についてということで、被害総額41万円ということですけれども、この集計方法とその被害作物等がわかれればお答えいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

農作物の被害金額の集計方法についてお答えいたします。集計につきましては、農林課のほうに被害の一報が届きまして、私どものほうで現地のほうを調査さ

せていただきて、被害の集計に当たっております。被害の集計につきましては、やはり前年と相違のないよう、単価等あまり動かさないような状況で、それぞれの作物ごとに単価をもちまして、計上させていただいているところでございます。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。実際に被害があったということで、現地に行って確認して金額を算定されているということで、非常に現地確認含めて時間のかかる作業になるかと思います。大変ご苦労様でございます。ただ、この金額が、どれぐらいの通報がされているのかというところが全然見えてないところで、もっと被害額としては大きいものになるんじゃないかというふうに思いますので、決してその41万円なのかということではなくてですね、もっとあるというふうに考えていただく必要があるんじゃないかというふうに思います。

あと、被害の作物についてはどのようなものがあるのかということでお伺いしたんですが、お判りになる範囲で良いので、お答えお願いします。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

被害の作物の種類についてのお尋ねにお答えいたします。昨年度集計させていただいた結果でございますけども、やはり一番多くは野菜類でございます。特に尾花沢市特産のスイカの被害が多いというふうに把握しております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。やはりスイカを守るためということでも、追い払い後入ってこない侵入防止ということが、重要になるのかなというふうに思いますので、今後も継続しての実態調査と、そういう被害のほうの確認をよろしくお願いしたいと思います。次に、使用状況ですね、追い払い花火と電気柵等の使用状況ですけども、追い払い花火も増やしていると、あと電気柵のほうも申請のほうが増えているということで、対策ができたので被害が少なくなってきたというふうな効果があるというふうな答弁でありましたが、地域の皆さんと一体となった追い払い活動を実施しているというのは、これはどのようなことをされて

いるのか具体的に分かれば、お答えいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)
農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

地域が一体となった追い払いの方法についてのお尋ねでありますが、今でありますと、追い払い用花火を各地域の区長さんのご要望に応じて、市内に4,000本配布させていただいております。この花火の音は大変大きいものでございまして、音を合図に地域の皆さんがあなたの家の中から一斉に集っていただいて、一体となつた追い払い活動を行つていただくために、花火のほうも配布しておって、その活動を実際に行われておった集落については一定の追い払いの効果があるというふうに伺っております。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)
安井議員。

◎4番(安井一義議員)

地域が一体となってできているということでの結果ということですので、区長さんははじめ役員の方々が苦労されて、こういうふうな時には出てきていただいてということを皆さんに説明をして進めているのか、あとは、そういうことをやりましょうねということで、打ち合わせをされている結果ということでよろしいでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)
市長。

◎市長(菅根光雄君)

追い払いの形態についてのご質問ですけれども、安井議員この質問については、実態を把握なさって質問なさっていると思います。各地域でどのような形で、追い払いに対して取り組んでいるかというのは、それぞれ皆さんパターンがあると思います。できるだけ被害を最小にするために、サルに向かって発射するわけではなくて、真上に上げて花火を打つて、そしてサルが来ているよと皆さんに周知を図つて、そして出て来ていただいて、地域の人たちが出ていただけると、サルよりもよけい出て来てば、サルのほうは来てはいけないところなんだというふうに認識して、山に戻せるんじやないかと、もちろん各地域で寺内地区においては、追い払い用の道具を用意して、そして取り組んでおられます。先の質問でもございました。本当にそうやって各地域で、汗を流して取り組んでいる実態もぜひご理解いただきたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

市長の答弁ありがとうございます。伺っている中では、あっちで花火が上がってこっちに来る、こっちに来た他の所に移った時に、打ち上げた花火が上がってまた戻るというような話もお伺いしていましたので、地区で自分のところだけ来なければ良いということではなくて、全体的にもう少し話ができていれば、そのまま山のほうに押し戻すというイメージで、追い払いができるのかなというところがあるんではないかというところから質問させていただきました。やっぱり、サルにとって人がいて怖いんだ、いけないんだというところを知らせるということでの合図の花火ということになるかと思いますので、そのところは、地区のほうできちっと話をされているというふうに思いますので、その周知のほうについては特になんすけれども、そういう慣れてくるというところと、あと追い払ったところが次のところに行って、次のところでもまた見つけてまた戻ってくるということもあるということですので、その辺のところは、地形を見て対応がもう少しできるんじゃないかなというところから質問させていただきました。今後とも、そういう被害の予想されるところの地区の方については、十分に話し合っていただいて、効果のある対策のほうをできるように市のほうで十分こういうふうにしたらということでの、ある程度、地形とか地区とかということでの対応をお願いしたいなと思います。

あと、追い払い電気柵に替わる有効な対策ということでありますけれども、地域の活動への支援ということで、例えはどういうことが考えられるのかなということで思ったんですが、里山の整備ということで、人が入ってきてるというところがあれば、もう少し距離が稼げるんじゃないかなと私思いましたので、一体的な取り組みが必要でないかというのは、そういう里山の整備なんかも含めてということで考えておりましたが、その辺は、市のほうではどのようにお考えでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

農林課長。

◎農林課長(岸栄樹君)

鳥獣対策に資する里山整備の必要性についてのお尋ねでございます。市のほうでは、平成25年度より寺内地区を筆頭に里山林整備事業、こちらのほうは県の緑環境税を活用した事業を推し進めてまいりました。今年も、一箇所計画しているところなんすけども、そ

の里山整備は、当然一年だけの整備ではございますけれども、2年後3年後、将来にわたった維持管理をすることで、鳥獣被害の軽減に繋がるんではないかという側面的な意味あいもございます。その事業については、市のほうでは、県の緑環境税を活用して有効的に活用させていただく観点から、毎年事業のほうをさせていただいているところです。また維持管理につきましては、地域の皆さんからのご協力を得ながら、環境の整備のほうを務めていただいているところでございます。以上でございます。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番(安井一義議員)

ありがとうございます。環境整備ということで、多面に渡っての事業ということで、効果がすぐに出るものではないというふうに認識しておりますが、少しずつ被害が減ってきてているというところは、効果が出てきているのかなというところもありますが、広がっているというイメージもありますので、その辺のところは、そういう有害鳥獣の動きを十分に確認をしていただきて、調査研究を進めていただきたいなというふうに思います。

次に、「集落ごとの集会所の整備を」ということで、公民館ということで、5地区にあるのが地区公民館で、各町内会ごとに整備されているのが、集落公民館ということで、集落公民館については、地区で自分たちで建てて、自分たちで管理するということが基本になっているということで、これについては、今後やっぱり非常に人数も少なくなってきた中で、補修費、あと建て替えということで、経年の建物の更新等も出てくるかと思います。そういったところで、助成をということで、修繕費のほうの費用負担、あとは新築に対しての負担ということで、負担軽減ということで、事業をしていただいていることがあるんですけども、無い地区については、いらないということではないということではないかと思います。実際には、地区で公民館が欲しいんだけど、それができないと、今後維持も難しいということで、廃止しているというところもあるかと思います。そういったところでは、自治会の活動として、その防災活動とか、老人クラブの集まりとか、本当に隣組単位での集まりなんかもありますので、そういったところを、じゃあ活性化センターでやるのか、共同福祉でやるのかということがあるかと思いますので、地域にやはり1つ、集落に1つ、そういう集会できる場が必要ではないかということで、

市のほうの指導でそういうものを設備できないかなということです。建物が無いことで、例えば防災の担架だったり、あと発電機だったりというものが、本来であればその集落の中に活動できるような形での保管ができる場所が必要になるかと思います。昨日の市長の答弁の中にありましたけれども、ここへ避難すればというところで、そういう集会所のところが、とりあえずここにいればということで、居場所にもなるんじやないかと思います。高齢者とか、家にいないんですけど、どこに行ったんだということでなくて、そこに行っているというような場所が、やはりその集落の中に1つ必要じゃないかと思います。自主防災ということで、各集落ごとに組織されているとお聞きしていますが、その活動についても、いろんな形で集まるところで近所の人の動向が分かるというところもあるかと思いますので、そういう集まる場所ということでの集会場ということは、非常に有効ではないかということで、今回の質問にさせていただいたところでした。ただやっぱり現状建てるのが難しいということですので、空き家を活用して集会場を整備するということで、それは可能かどうか、お答えいただきたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

お答えいたします。空き家を活用しての集会場の設置ということであると思います。ただ空き家を集会場として活用するためには、空き家の所有者がいらっしゃいます。空き家の所有者の方と、例えば区長であったり、または自治会長であったり、地域の実態を十分に所有者と話し合う必要があるのではないかなと思います。その中で、空き家を集落の中で購入するのか、それとも賃貸になるのかということになろうかと思いますけれども、購入するという場合につきましては、公民館としての位置づけをした上で、市の分館等集落公民館整備事業補助金がございますので、取得に関しては5分の3、600万円を上限に支援制度がございます。ただ賃貸については、現在の制度では支援制度がございませんので、そこら辺も踏まえて、地域の中で十分話し合いをしていただいた上で、市としても空き家対策は大変重要な課題でもございますので、十分話し合いをしていただいた上でご相談いただければ、支援内容も検討してまいりたいというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

安井議員。

◎4番 (安 井 一 義 議員)

ありがとうございます。空き家を活用したということで、集落公民館としての活用は可能だということで、賃貸についてはまた別だということでの回答でよろしかったでしょうか。その賃貸と買い取りという違いについては、買い取って改修しました。集落の物になりました。維持費、電気、水道、ガス、光熱費については、あとはその他周辺の整備については、集落であります。ただし何年か先には20年もつか30年もつかは分かりませんけど、その解体ということが出てくるかと思います。そうするとまた費用が発生すると、購入して助成いただいたと、このままではできないのでといった時に、賃貸であれば、返しますので後は解体するなりリフォームするなりしてまたお使い下さいということができるシステムではないかと思います。なので、賃貸について、家賃の適正はちょっとおいておいて、月額いくらという金額が決まるわけですので、その決まった金額に対して、市のほうで助成ができるのかどうかということはどうでしょうか。お答えよろしくお願いします。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長 (五十嵐 満 徳 君)

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、賃貸については、現制度では支援制度がございませんけれども、売買については市の支援制度の中で支援できるということで先ほど答弁したとおりでございます。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

安井議員。

◎4番 (安 井 一 義 議員)

ありがとうございました。売買だけということですので、買い取ってその管理ができるかどうかというのは、各集落ごとの判断になろうかと思いますので、そのところは、どれぐらい集落のほうで必要としているという熱意があるかということだと思いますので、ぜひコミュニティとして、地域が元気になれるように、小さい単位で、隣組の中で町内会の中でということで、活用できるような形でのコミュニティができるように、ぜひご協力よろしくお願いしたいと思います。

次に雪押し場の活用についてということで、市道除雪で市の所有地に押しているところは6ヶ所だということですけれども、主にどういった所になりますか。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

建設課長。

◎建設課長 (齊 藤 孝 行 君)

それではお答えします。今の安井議員の、市所有の土地の雪押し場として、どこにあるかということで、まずは主なところということで、旧の南原の住宅跡地となります。あと旧大導寺住宅跡地ということで、こちらのほうは警察アパート周辺になっております。あと新町第二公民館跡地ということで、こちらのほう、みやこの脇になっております。あと東光台団地の残地、あと旧市営バスの駐車場、あとは区画整理内の若葉町の箇所ということで6箇所になります。以上です。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

安井議員。

◎4番 (安 井 一 義 議員)

ありがとうございます。意外と市の所有地に押しているのは少ないなということで、もっと市の所有している所に雪を押しているのかなというイメージがあったんですが、6箇所ということで、大きさもそんなに広くないところ、またはその変形しているということで、活用も難しいということですが、どうしてもやっぱり草が生えたりすると誰が管理してるんだということで、草刈らないのかということで声が出てくるところもありますので、例年管理していただいてますという回答にはなるんですけども、芝生を植えたりとかというふうな形での、あとはその草が生えにくいようなバーク等で覆ってしまうとかという、アスファルト舗装ということではないんですけど、できるだけ草が生えないうな管理ができないかなということで、ちょっと市のほうでも検討していただければなと。あとは尾花沢幼稚園ができたことで、今まで交通公園、でも実際にはもう交通公園としての機能はなくて、アスファルトの舗装の空き地というイメージだったんですが、そういったところが無くなつたところで、少し子どもたちが遊べるようなところをということで、ちょっとできないのかなということもあって、今回質問させていただきました。あと市内の雪押し場1,367箇所ということで、尾花沢の全世帯5,000戸某の中で、1,300件ということで、3件に1件くらいは、そのために貸していただいているということで、非常に協力していただいているということでの答弁内容になるかと思います。その中で、今後とも十分に管理していただいて、できるだけ管理のほうを徹底していただいて、野生動物の住処などにならないように、きちんと管理をしていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議 長 (大 類 好 彦 議員)

以上で、安井一義議員の質問を打ち切ります。

次に、14番 鈴木清議員の発言を許します。鈴木清議員。

[14番 鈴木清 議員 登壇]

◎14番 (鈴木清議員)

冒頭、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになつた方々への心からの哀悼とともに、闘病中の方々にお見舞い申し上げます。医療従事者をはじめ、社会インフラを支えて頑張っておられる方々に感謝を申し上げます。

それでは、通告にしたがい質問をいたします。私の質問は、全てコロナ対策についての質問です。大きく3つ、小さい質問は12あります。

最初に、大きい質問の1つ目は、学校再開、コロナ対策は次の5点の質問にお答えください。

①新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の健康と命をどのように守り学校再開しているのか、学校環境における対策をお聞かせください。

②生活の急激な変化等により、子どもたちは、かつてない不安とストレスを抱えています。どのように子どもたちの心身のケアをしていく考えかお聞きいたします。

③学びを保障するために、無理な詰め込み授業ではなく、学習内容の精選や、学習指導要領の弾力化が必要と考えますがいかがですか。

④新型コロナウイルス感染症の影響により、教育実習生の受け入れを断っているところがありますが、教職員の負担を補うために、今こそ教育実習生を受け入れ、加配教員や支援員を増やしてはいかがでしょうか。

⑤学童保育クラブにおいて、特に児童数が多いクラブでは、どのような感染症対策を行っているのか、3密は解消できているか、お聞かせください。

大きい2つ目の質問です。雇用が悪化しております。セーフティネットは機能しているか、次の5点の質問にお答えください。

①申請書類が多く、手続きが煩雑な雇用調整助成金が、近く4回目の更新となる見込みです。事業主が申請しなければ、パート・アルバイトを含む雇用者、従業員が休業手当を受け取れない場合があり、そうなればたちまち生活が困窮してしまうことになると思われます。本市の申請状況をお伺いいたします。

②生活福祉貸付制度の緊急小口資金の利用状況はいかがですか。鶴岡市では、支援の対象をアルバイトがなくなり生活に困っている大学生まで広げておりますが、本市も検討すべきではないでしょうか。

③コロナ禍において、自粛や休業により、収入が減少した世帯の0歳から2歳児の保育料を減免すべきと考えますがいかがですか。

④コロナ禍において、就学援助制度の利用状況はどうのようになっていますか。朝日新聞のアンケートによりますと、長期休校で給食が食べられなくなった子どもたちのために、3割の自治体が昼食代の支給を決めております。本市でも休校中の給食代を返還するなど、子どもの昼食を守る、確保することが必要と考えますがどうでしょうか。

また今後、小中学校の給食費の全額補助に進む考えはないでしょうか。

⑤コロナ禍により、全国で生活保護申請件数が2割から5割増えております。親族への扶養照会が壁となり、申請を断念する方も多いですが、厚生労働省の国会審議での答弁で、扶養は保護を受ける要件ではなく、強制できない。一律的に行うものではないとあったため、きちんと説明し、制度の利用を促すべきと考えますがどうでしょうか。

大きい3番目です。ポストコロナを考えるために、次の2点の質問にお答えください。

①コロナ禍にあって、読書の大切さが再認識されています。東根市図書館のように、緊急事態宣言の中にあっても、本の貸し出しだけは続けるべきであったと私は考えますがどうでしょうか。今後、新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波があった場合に備えて検討していただきたいと思います。

②コロナ禍で、大学生の5人に1人が退学を考える深刻な事態になっています。本市では、米や特産品を送って支援していただきましたが、この機会に、ほかの自治体のような、故郷に戻り就職する学生を対象とした奨学金制度を創設してはいかがでしょうか。

以上で、発言席からの質問を終わります。答弁によりまして自席で再質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

◎議長(大類好彦議員)

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時51分
再開 午後1時00分

◎議長(大類好彦議員)

再開いたします。

休憩前に引き続き、鈴木清議員の質問を続行いたします。

市長。

[市長 菅根光雄 君 登壇]

◎市長(菅根光雄君)

鈴木清議員からは、大きく3点についてのご質問を賜りました。順次お答えしてまいります。

最初に、学校における新型コロナウイルス感染症予防対策ですが、私からは放課後児童クラブについてお答えし、小中学校の対応については教育委員会より答弁いただきます。

放課後児童クラブについては、令和2年2月27日付の国からの原則開所する旨の通知を受け、閉所期間を設けることなく、継続して開所しております。学校の臨時休校期間については、開所時間を長期休暇の開所時間である午前8時開所し、午後6時30分まで、運営先の協力を得ながら、保護者ニーズに応えられるよう対応してきました。

新型コロナウイルス感染症対策については、ご寄附いただいたマスクの配布や消毒液の配布を行うとともに、緊急事態宣言が出された期間には、利用自粛の要請をお願いするなど、運営先と連携を協議しながら3密を解消するための対策に努めてきました。

その結果、利用自粛をお願いしていた学校休校中は、利用率が3割台と協力をいただきました。今後も感染リスク軽減のため、室内の定期的な換気や、手指の消毒、手洗いうがいの励行など、感染症防止対策を徹底するとともに、国・県の動向や感染状況を注視しながら、児童が安心して利用できるよう対応を取ってまいります。

次に、コロナ禍における雇用悪化やセーフティーネットについてお答えしますが、就学援助制度や小中学校の給食費については、教育委員会より答弁をいただきます。

最初に、雇用調整助成金の申請状況についてお答えします。

ハローワーク村山に確認したところ、直近での北村山管内の申請件数は約100件とのことです。

なお、本市の申請件数ですが、ハローワークからは、自治体の規模により、企業が特定される可能性があるとのことで、有効求人倍率等と同様に、市町村ごとの数値は開示されておりません。

次に、緊急小口資金事業ですが、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、10万円以内を無利子で貸付けを行うもので、山形県社会福祉協議会が申請から決定、交付までを行っており、各自治体の社会福祉協議会が窓口となります。

また、この度の新型コロナ感染症の影響で、収入減少のあった世帯には、特例措置として据え置き期間と償還期限が延長となっております。

本市の相談件数は、現在まで5件、大学生のいる世帯からの相談はなく、貸付申請は3件、うち貸付決定は2件となっており、残る1件も近いうちに決定の予定です。

また本市でも、鶴岡市と同様に大学生も対象にしてはとのお尋ねですが、鶴岡市の制度を確認したところ、山形県生活福祉資金(緊急小口資金)の10万円の貸付を受けている世帯に対し、市独自事業として上乗せ10万円の貸付を行うもので、学生本人が当該地の住民であること、未成年の場合は親権者の同意が必要というものです。また、学生が市外に転出している場合の出身世帯に対しても該当になるようです。なお、今のところ鶴岡市での相談及び申請は無いとお聞きしております。

先ほど申し上げましたように、大学生のいる世帯からの相談はありませんが、今後こうした要望があれば、検討してまいります。

保育料の減免についてですが、本市の4月1日現在の0歳から2歳児の保育所等の入所者数は131名であり、そのうち保育料支払いの対象となる園児については52名となっています。本市の保育料については、同時入所の第2子無料、多子対象の年齢を18歳まで拡大した上で、第3子以降を無料とするなど、独自の軽減策を講じており、国基準と比較して大幅に利用者負担が軽減されています。

新型コロナウイルスの経済対策の一環として、保育料納付猶予の相談受付を行っていますが、現在のところ相談はありません。

また、保育園の登園自粛をお願いした期間に欠席した分については、保育料等の日割り計算を行い還付させていただきます。

また、今般の補正予算で、ひとり親世帯に対し2万円、さらに子ども1人当たり1万円を加算する、ひとり親家庭緊急支援給付金を上程しております。コロナ禍においても、子育て世代への支援対策をしっかりと講じてまいります。

次に、生活保護法上の扶養についてですが、生活保護法第4条第2項に、「民法に定める扶養義務者の扶養は法に優先して行われるものとする」と定められており、本市では、原則的に扶養義務者から文書で援助の有無を確認させていただいております。特に密接な関係にある扶養義務者に対しては、必要に応じて訪問

するなど、今後の家族関係を良好なものにするための関わりを大切にした対応を行っております。

しかし、扶養義務調査にも例外はあります。例えば社会福祉関連の入所者や、扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害すると認められる者、DV関連などの特別な事情がある場合です。

今般のコロナ禍の影響で、多くの方が経済的に大きなダメージを受けております。生活保護法は、セーフティーネットとして最後の砦と言えます。今後とも申請相談については懇切丁寧な対応を心がけ、法に基づき適切に対応してまいります。

続いて、ポストコロナについては、教育委員会より、答弁をいただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

こども教育課長。

◎こども教育課長(坂木良一君)

それでは、私のほうから学校における感染防止対策についてお答えいたします。学校における感染防止対策につきましては、各学校において国及び県から示されている感染防止対策を基本とし、国が示した、新しい生活様式に基づき、人ととの距離の確保、マスクの着用、手洗いや消毒液により手指の衛生を徹底し、教室等のこまめな換気を行いながら、感染防止対策を図っております。

また、朝の児童生徒及び教職員の健康チェックのほか、休み時間の行動や給食時の対応についても指導を行い、児童生徒自身への感染防止対策の意識付けを図っているところであります。児童生徒が下校後、各教室の除菌作業なども教職員で行っています。市教育委員会でも授業中の感染防止対策として、教師用のフェイスシールドや、アルコール消毒液、ハンドソープのほか、非接触型体温計を各学校に配備いたします。

本市は、これまで市民の皆様のご理解とご協力により、市民はじめ各学校においても感染者を出すことなく維持しております。今後も新しい生活様式の定着を図り、感染防止に向け、万全の対策に努めてまいりたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

私のほうからは、学校関係のことについての質問、5つについてお答えさせていただきたいと思います。

まず、1つ目の質問の③心身のケア、④学びの保障、⑤教職員の負担に関わる3点についてお答えいたしま

す。

子どもたちの心身のケアについては、日常の学校生活を保障すること、これが最も重要なことであると考え、学校現場と綿密な連携を図り対応しております。臨時休業中には、分散登校による授業の実施、家庭訪問、電話連絡等により、個々との接触を大切にしながら、教職員と子どもたちの信頼関係を築く機会を確保するよう努めてまいりました。また、学校では、担任のみでなく担任と養護教諭の連携を密にすること、心配な児童生徒に関しては、スクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーコーディネーター、教育委員会の教育相談専門員等の協力を得ながら、より多くの接触を図り、心身のケアに努めてまいりました。学習面では、知識を詰め込むだけの授業はあってはならないことあります。校長会と連携を取りながら、学校ごとの実情を踏まえ、年間の教育計画の見直しをしてまいりました。現状では、国の示す標準時数を十分に確保できる見通しが立ったところであります。このような取り組みを重ね、情報を発信していくことで、子どもたちや保護者との繋がりを大切にしながら、充実した教育活動を実施するよう努めております。

⑤教職員の負担軽減について申し上げます。本市独自の取り組みとして、昨年度まで特別支援教育支援員、それから読書力向上推進員の配置などを行い、個別指導の充実に取り組んでまいりました。これに加えて、今年度は、次の2点について、さらなる指導体制の充実を図っております。

1点目は、学校ごとの実状を踏まえた要望を受けて、特別支援教育支援員の増員、それから学力向上支援員の配置を行いました。

2点目は、中学校の部活動指導員についても、各校1名増員し、複数の配置とすることで、指導体制の充実を図ったところであります。加配教員については、国や県の方針を受けてのこととなります。尾花沢市として実施可能なことについては、子どもたちのために素早く対処していきたいと考えております。

また、教育実習については、各大学の対応状況等を確認し、本市での実習が可能な方については、これまでと同様に募集を受け入れてまいります。

2つ目の質問の④就学援助制度についてお答えいたします。就学援助の利用状況についてお答えいたします。今年度、小中学校において、制度を利用しているお子さんは、全体の約7%というふうになります。子どもたちの食を守ることは、ご指摘のとおり大切な視点であると考えております。今年度の給食の対応状況

について申し上げます。今回の臨時休業を受けて、年間計画の見直しを行ったところ、市内小中学校では、年間の授業日がおよそ10日間弱減少することとなりました。これに伴い、提供する給食の食数も減少しています。給食費については、年間の集金計画となっておりますので、この少なくなった差額分については、返金することで対応いたします。今後コロナウイルスによる第2波、第3波等により、再度臨時休業となる場合については、学校現場と連携を取りながら、分散登校や、給食の提供など、子どもたちに必要な学習環境、生活環境の提供するよう努めてまいりたいと考えております。給食費の助成については、基本的には全ての子どもたちに半額の助成、義務教育における第3子以降及び就学援助を受けている子どもたちについては、全額の助成となっております。また、コロナ対応における国の支援としては、児童手当を受給する世帯に、子ども1人につき、1万円を上乗せして支給する、子育て世帯への臨時特別給付金があります。

また、尾花沢市独自の支援としては、学校が休校している小中高生のいる家庭に、子ども一人につき1万円を支給する、おうちで元気応援事業があります。さらに、市の緊急対策の第3弾として、ひとり親の家庭に対して一世帯あたり2万円、18歳未満の子ども1人につき1万円を支給する、ひとり親家庭緊急支援給付金に係る予算を今定例会に上程しており、今後対応していく考えであります。給食も含め助成等の支援策については、全体のバランスが大切になりますので、今後の状況に応じて判断対応してまいりたいと考えております。

3つ目の質問の②になります。奨学金制度について申し上げます。現在、県と市町村が連携して実施している、山形県若者定着奨学金返還支援事業制度がございます。大学卒業後、尾花沢市に3年以上住んだ場合、奨学金の返還に対して、県及び市から月額2万6,000円の大学在学中の認定月数分を支援しており、最大で124万8,000円の支援を受ける制度であります。これまで、11名が認定され、うち4名が大学を卒業しましたが、実際当市に住所を有し、就職したものは1名というふうになっております。まずは、現在のこの支援制度について、地域の皆さんや子どもたちに一層の周知を図り、子どもたちの支援の充実に努めることが重要であると考えております。議員から提案がありました独自の奨学金制度の創設については、これまでの議会でも要望がありましたが、財源の確保等の課題も多く、実現できませんでした。ただ、今後多くの若者に

故郷に戻ってもらうため、県の制度の利用状況や課題を踏まえながら、より効果的な制度を目指し研究検討を進めてまいります。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

社会教育課長。

◎社会教育課長(五十嵐満徳君)

3つ目の質問のポストコロナについて、市民図書館についてお答えいたします。新型コロナウイルスの感染拡大により、全国において外出自粛要請されたことに伴い、自宅で過ごす時間が見直され、あらためて読書がもたらす大切さが再認識されました。3月上旬から全国的に感染者が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されたこともあり、山形県立図書館や県内他市町村の状況を把握した上で、人命を第一に考え、市民図書館については4月4日から5月17日まで、本の貸し出しを含め、休館とさせていただいたところです。休館中は開館に向けて、備品、蔵書、約6万冊の消毒や、感染拡大防止品の購入など、今後予想される危機に対応できる図書館づくりに努めてまいりました。今後第2波、第3波も予想されます。新型コロナウイルスの感染状況を見極めつつ、休館や本の貸し出しについては、状況をしっかりと把握した上で、利用者の安全を第一に判断してまいりたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

今回議長の許可を得て、資料を配布させていただいております。後ほど資料を説明しながら進めてまいりたいと思います。

最初に、私は本市のコロナ対策については、大変評価しているものです。県内でも上位のほうにあるのではないかなと思います。特に大学生にお米を送るなど、大変素晴らしいものであると思います。そして銀山温泉組合でも、銀山からコロナ感染者を出さないということで、県内では一番最初に休業を決定していただきました。誠に英断だと思っております。その他、市民の皆様のさまざまな寄附がたくさんありまして、素晴らしい市民、素晴らしい尾花沢市だなと思っております。私の質問は、さらに社会的弱者の観点で質問したものであります。そして100年前の、徳良湖築堤100年のあたりのスペイン風邪の第2波、第3波をちょっと調べてまいりましたので、第2波に対して、対策を立てないといけないなと思っております。

それでは質問します。学校再開のコロナ対策で、①で子どもと教職員の健康と命をどのように守るかとい

うことで、先ほどたくさん指摘していただきましたけれども、ソーシャルディスタンスというのが文科省から、最低1m、欲をいえば2mの間隔を空けていただきたいっていう指導が来ていると思いますが、2mのソーシャルディスタンスは可能でしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

お答え申し上げます。小規模校については、十分確保できる状況にあるかと考えております。大規模校に関しては、今議員仰せのとおりで、教室内の授業について1mは可能かとは思いますが、2mは完全に取ることはできません。現状について申し上げますけれども、日に日に状況、指示が変わっておりますので、現状ではその2mの確保までは規制は入っておりません。ただ、その前については、それができる限り保証されるように、例えば音楽の授業を外で行う、広い教室に移動して授業を行うなどの配慮をしながら進めてまいりましたところであります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

ありがとうございます。2mのソーシャルディスタンスとはなかなか難しいですけれども、可能性としてやれるのは、20人学級に進めばなれると思いますが、どう考えいらっしゃるでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

ありがとうございます。理想的な人数かと思っていました。それに等しいお答えになるかどうかわかりませんが、尾花沢市の取り組みについて申し上げたいと思います。昨年度から、先ほども申し上げましたが、今年度学校の要望を受けまして、学習支援員を5名配置いたしました。これは、尾花沢小学校の高学年での算数の習熟度別の学習、少人数学習、それから中学校の数学での習熟度別学習、これへの協力が欲しいというふうな要請を受けまして、これに合わせて、尾花沢小学校に2名、尾花沢中学校に1名の学習支援員を配置いたしました。なおかつ、小さい学校についても、複式学級の指導の充実を図りたいというふうな要望を受けまして、常盤小学校、宮沢小学校のほうに、教員を1名ずつ配置し、各学年ごとの授業の充実を図れるようというふうなことで、独自の取り組み、配置をしたところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

前々回に教員の長時間労働についても質問しましたけども、それ以上に今回のコロナ対策で、かなり負担が大きくなっていますので、先ほど仰っていただいたように、たくさんの支援員をお願いしたいと思います。

それでは、私が作った資料を、見ていただきまして、最初の「子どもに寄り添う学校、休校中のSOSから考える」のグラフ1の、休校中に困っていることをちょっと説明したいと思います。子どもの回答で、上から言いますと、困っていることは、外に出られない、友達に会えない、運動不足になってしまった、感染症、コロナが不安なこと、勉強を教えてもらえない、先生に会えないなどの回答が寄せられております。そしてどういう状態になっているかっていうのがグラフの2で、子どもの身体や心の状態、集中できない、やる気が出ない、怒りっぽい、イライラする、頑張るのが難しい、なんとなくむかつく、大変苦しい状況になっていたと思います。私たち大人でさえも、コロナをどう考え立ち向かっていったらいいかっていうのは、暗中模索の状態ではなかったかと思います。こういう時に、前にありました東日本大震災の時を思い起こしていただきたいと思います。大地震の恐怖というのは一生忘れないものです。今回のコロナ感染は、100年に1回というほどの大変な状況ですので、どうやって子どもの心身のケアをやっていくかというのが、ものすごく大事ではないかなと思います。私も全協の時から言いましたけども、休校中に先生方が子どもたちに手紙を書いたり、訪問したり、また食べ物を持って行ったりしているのを、記事で見ました。教育の一番最初の原点というのは、目の前にいる子どもたちの表情を見て、その子どもの実態から始めないといけないなと思っております。今子どもたちはどんな状況であるかお知らせください。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

ご指摘のとおり、私も現場にいる時に、一番安心したのはなんだかかなと、3.11の時思い出しました。子どもたちの顔を見た時、一番安心したかなと思っています。子どもたちにとっても同じではないかなと思っています。お互いに面と向かって集まって、日常を取り戻すことができる、それが今一番安心感になってい

るかと思います。麻痺してはいけないですけれども、困っていて、守らなければならないことはきちんと指導する。今大事にしているのは、自分自身で使ったものをきちんと拭く、手洗いをする、消毒をする、そういう日常をきちんと確保しながら、友達との時間を確保していく、そういうふうなことを大事にしながら、先生方今活動してくださっています。あと合わせて、授業については急いではならないし、子どもたちの自粛期間において、学力もそうですが、体力についても相当落ちていきましたので、それに応じて、徐々にアクセルを踏みながらというふうなことで、ようやく今、元の日常の段階まで戻すことができるかなというふうなところまで戻ったところだというふうに認識しております。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

子どもたちに寄り添う学校であっていただきたいと思います。私は、小・中学校の「おもだか」とか、こういう学校からの通信を読んでいますけれども、大変すばらしい内容だと思って安心しました。そして行事が削られていくことが、ちょっと悲しいんですけども、水泳がなくなるっていうのが辛いなと思って見ていくんですけども、勉強だけでなく、プール、水に入ることで解放されるものもあるので、どこか流れるプールに行くとか、そういうふうなこともちょっと考えていただきたいなと思っているんですけどいかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

基本的には、考え方としては、子どもたちが運動する、水につかる、そういうふうな機会はぜひ確保してあげたいなという気持ちはございます。そういう方向で市としても、実は進めてまいりましたところでした。ただ県からの通知が来て、全県的に本年度は水泳の授業を実施しないというふうなことが下りてまいりましたので、これについては、それに反していくには、我々のほうでは、実はスイミングの更衣室を使用しなければならないであるとか、実状学校ごとに違いましたので、できるところ、できないところ、学校ごとの条件異なります。それで学校ごとに子どもたちの教育に差が出てしまっては、残念なことになるというふうなことを踏まえて、今年度については、水泳の授業については断念したところであります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

残念ですが仕方がない部分もあるかなと思います。

次に、スペイン風邪について、ちょっと資料に載せてきましたので、ちょっと説明しますと、100年前の第1波で、だいたい2,000名の感染者、第2波で200万人、第3波で20万人ということで、計2,380万人ということで、日本人の4割以上の感染者が出たということになっております。スペイン風邪の場合は、子どもの死亡が高かったです。子ども、家族に蔓延して広まっていたと、その時にこういうマスクが定着したというふうな記事も載っております。特に第2波の死亡率が5.29%です。けれども今コロナの死亡率というのと同じぐらいです。同じぐらいになっていまして、そこを一番私憂慮しますけれども、日本の死亡率は5.33%、アメリカ5.66%、中国5.51%、台湾は1.58%、ベトナムは死亡者ゼロ、ヨーロッパが多くて、フランスは15%、イタリア14.45%、イギリス14.10%、スペイン11.21%、ドイツは優等生で4.69%というふうなことになっていまして、スペイン風邪の第1波から第2波の4倍の死亡率だったのが、今現在でも第2波の死亡率よりも強くなっているということを大変憂慮しております。その下のほうのグラフを見ますと、第2波の棒グラフで1月からぐーんと増え、1月、2月、3月、4月と今年と同じような傾向でありますので、今年は秋から冬にかけて同じように気を付けなければいけないというふうに私は思っております。先ほどソーシャルディスタンスってことも言いましたけれども、1つだけ朗報がありまして、今回のコロナは子どもの感染率が極めて低いです。ものすごく低くなっています、0歳から9歳まで感染者が1.7%、重篤者は1名、10歳から19歳までは2.4%の感染で、これも重篤になったのは1名だけです。北九州の感染の時の問題がありますが、その時も親から移った、先生から移ったっていうことで、子ども同士の感染率が弱いです。そこだけは安心するようなデータだなと思っておりますが、秋から冬にかけて、インフルエンザが流行ってきますので、コロナが37度台で、インフルエンザ38度台と、違いが両方いっぺんに来る可能性があるので、ものすごく心配しなければいけないなと思っているところです。そういうことを踏まえて言いますと、安倍首相が、2月28日に一斉休校してくれという根拠が全くおかしかったなと思って、ヨーロッパでも学校は休校にしないでやっているようでした。そこはデータとして踏まえておいて十分に注意なさっていただきたい

と思います。

次に行きます。教育実習生のことですが、受け入れてくださる余地があつて大変安心しました。100年に一回の教育界の大変な時に教育実習生を迎えるといつのは大変大事なことだと思います。私も教育学部で実習をして教師になろうという決断しましたので、今こそ実習生を受け入れて、後輩を育てていただきたいと思っておりますが、再度いかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

現状についてお答え申し上げます。現在、特に市として何か状況の変化を受けて教育実習を拒むような状況にはないと考えております。ただし、各大学の対応がありますので、そちらのほうの実情を踏まえて、県をまたいでは移動しないなどというふうな条件、各大学のほうで規制している部分もまだあるようです。まだ流動的な部分もありますけれども、市としては、現状と変わらず対応していきたいというふうに考えていくところであります。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

お願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に学童保育クラブですが、これもソーシャルディスタンスは可能でしょうかという質問です。お願いします。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

お答えいたします。放課後児童クラブにおいての3密解消になっているかというふうなことですけれども、スペース的に狭い空間で、そして休校が終わってからは、元のようにはほぼ定員の子どもたちが利用しています。物理的にかなり厳しい状況かと思います。ですので先生方には、職員のほうには、手指の消毒であつたり、手洗いうがいであつたりというふうなことを励行いたしまして、対応を図っているところです。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

ソーシャルディスタンスと3密を避けるために、体育館の利用など、ぜひしていただきたいなと思っております。万が一熱が出た時にどうするかっていう課題

は、やっぱりついて回るんですけども、現場からは、保健室は使えないんだっていう声が出ておりますが、やはり使えないでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

福祉課長。

◎福祉課長(菅原幸雄君)

以前からも、保健室のほうは使えないっていうふうな話は聞いておりましたけども、その後、教育委員会のほうともお話をさせていただきまして、その際には使わせていただくようにさせていただいております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

ぜひ、使わせていただくようにお願いしたいと思います。

次の大きい2番の雇用悪化セーフティネットは機能しているかに移りたいと思います。私は雇用悪化と書きましたけども、雇用悪化している認識は市長ございますでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

直接、市役所のほうにですね、商工観光課を含めて、雇用が悪化してると、要するに解雇されたとか、そういう形のものは、聞こえてきていないというふうに思います。そして各事業所においてもですね、雇用を守ってくださいという、本当になかなか、皆さんにご紹介できないんですけども、商工観光課あげてですね、尾花沢市内の事業所をまめに回っています。そしてとにかく雇用の維持、それをお願いし、そして雇用調整助成金の関係も本当に丁寧に説明して取り組んでおります。そういうふうな中でですね、尾花沢ではなんとか雇用は守られてきているのかなというふうに思っています。担当している職員の方々に、ただただ今頭が下がる思いですけれども、皆さんにもご理解いただければありがたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

雇用悪化については、吉村県知事もこう言っています。飲食業、観光業を中心として悪化が続いている、今後重大な事態を予想されているというふうなことです。全国的には、休業者が4月だけで600万人になりました。前年の4月と比べて100万人も増えています。

それから、アメリカの失業率は2,000万人の方が失業されていて、リーマンショック以上のものに今後なっていくだろうと、ちょっとウンチクを言ってしまいますが、哲学者のスラヴォイ・ジジェクという人がこう言っています。感染症については3つの危機があると、1つは、感染症コロナそのものの危機です。2つ目は、途方もない経済の破綻が来る。3つ目は、精神の崩壊の危機だと、経済の悪化が世界中を、駆け巡って、第3波まで何年も続いてくることが予想されます。そういう対策をしていかなければならぬと思いますので、次の質問で、雇用調整助成金についての質問で、パート・アルバイトの人がこの度、4回目の雇調金の更新で貰えるようになりましたが、これがどういうものかっていうのはまだ詳しくは一昨日国会で決まったようなので、私たちも分かりませんけれども、これを周知していって使いやすいものにしていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（大類好彦議員）

商工観光課長。

◎商工観光課長（永沢晃君）

今、休業給付金っていう言葉のたぶん制度、今回新しくできたっていう形の話だと思います。休業給付金につきましては、雇用調整助成金を申請できなかつたとか、しないというような企業の従業員の方、労働者って言葉で表してますけれども、労働者が直接申請できる制度になっております。今現在そういう会社がどういうふうに実体としてあるかという部分になりますけども、主な市内の30社について、今回5月末の段階での状況確認しております。コロナの影響については、例えばなし、軽い、あと大きいっていうふうな3段階で調査しまして、その中で32社のうち9社から、コロナの影響が大きいよっていうふうな話がありました。その9社のうち、今日現在8社から雇用調整助成金の申請が出されております。ですので、この雇用調整助成金の中で、まずは従業員の給与またはその従業員の身分を守っていただくっていうのは、まずは第一だと思っております。ただ先ほど、管内の件数で100社っていうふうな話だったので、これはうちのほうで調べたのが8社、その他、先ほど市長からも言わされましたけども、観光課のほうでの企業専門員から、各企業を回ってもらいまして、その他7社から、企業専門員の協力を仰ぎながら雇用調整助成金のほうを申請しております。ですので、把握しているだけで15社からは出されているっていうふうに思ってます。ですので、先ほどあった影響が大きいというところからは、ほとん

ど出されているというふうに捉えております。ですので、今後これ6月以降の流れを見ますと、また先ほど議員が仰ったような影響が出てくる可能性がありますので、そういう状況を見ながら、まずはこの雇用調整助成金のほうの申請に向けた取り組みをやっていくのが、まずは観光課として、市としての取り組みなのかなと思っています。それでどうしても、今後ちょっと時間が経っていく中で、先ほどのパートの方、アルバイトの方について、どうしてもそういう部分が不足している会社があるかもしれません。そういう会社も私たちにはやっぱり足で稼いで拾っていくしかないのかなというふうに思っております。以上です。

◎議長（大類好彦議員）

鈴木議員。

◎14番（鈴木清議員）

ありがとうございます。大変ご苦労なさって、マメに廻っていただいているってことで、大変安心しました。雇調金というのが、事業主からの名前になつているなど私は思っております。雇用維持するという立場、事業主の立場から見ると労働者から見て失業したら失業手当をもらいたいっていうことのギャップがちょっとあって、分かりづらい名前だなと思っています。ドイツでは、クルツアルバイトっていう名称で、短時間労働給付金制度、労働者が時間が短くなったり、無くなつた時に使える給付金で、2ヶ月で75万件の申請で1,010万人がもうすでにもらつてると、ものすごく速い申請になっています。申請書はたった2枚、名前書くのと何時から何時まで働いてますと、たつたの2枚です。そういうふうな工夫が必要ですけども、それは国会の話ですので、ここで言つても詮無しと言いますか、ということなんですけれども、要は600万人の休業者が失業者にならないように、労働者の立場で守っていただきたい。そのことをお願いしたいと思います。

次の生活福祉貸付金の小口融資については、時間が無いのでちょっと省略しますけれども、生活保護の上のもう1つ困窮者を守るセーフティネットで、二重のセーフティネットの仕組みになっています。これが4件中3件ですか、まだ申請少ないなと思っておりますけど、例年と同じくらいですか、借りているのは。

◎議長（大類好彦議員）

福祉課長。

◎福祉課長（菅原幸雄君）

お答えいたします。この質問を受けたときに、社会福祉協議会のほうに確認したところですけれども、件

数はちょっと去年と比べたわけではありませんが、コロナだからといって増えているような状況ではないというようなことをお聞きしておりますので、この影響が今後出ることになるかもしれませんけれども、通常の件数なのかなと捉えておりました。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

借りる人に、まだまだ周知が伝わっていないのかなという感じがしますけれども、周知のほうよろしくお願ひしたいと思います。③の保育料減免についてはちょっと省略しまして、④の就学援助制度の利用状況ってことで先ほど説明いただきました。7%っていうのが私これまでやってきた質問の中ですっと同じぐらい。6~7%ぐらいの利用率になっているようですが、コロナ禍において、もっともっと利用していただきたい。利用すべき人がいるのではないかっていうふうにいつも思っているところです。

昼食代の返還についても先ほどお聞きしました。ひとり親家庭がどんなふうな状況だろうかってのは、私作った資料で、ひとり親世帯収入ゼロが21%、ちょっと見ていただきたいと思います。グラフ1で、ひとり親は全国で400万世帯いるそうです。母子家庭が124万世帯、ひとり親世帯で収入がどうなりましたかというのがグラフ1で、6割以上の人人が半分以上減ってきていると、何が困っているかっていうはグラフ2で、食費・光熱費・衛生用品費で使っていると。何が必要かってのは3番目で、十分な食料を買うお金がない。給食がなく食品が増えた。グラフ4で現金給付、食料が欲しいというのが一番要望されているところです。尾花沢市では、たくさんいろんなことをしていただきまして、ナンバー11おうちで元気応援事業で子ども1人1万円、それからナンバー25で子育て世帯への臨時特別給付金児童手当1人1万円、ナンバー32で、ひとり親家庭の世帯に2万円、児童生徒に1人1万円、そうしますとひとり親世帯で子どもが2人いる場合8万円になります。3・4・5・6・7月まで5ヶ月で8万円、5ヶ月で割るとひと月16,000円、これが多いか少ないか、まだ足りないなど私は思いますけれども、困っているっていうのが、今グラフで見たとおりです。国の制度が8月以降の支給で、ひとり親に5万円、子ども1人3万円の支給がされますけれども、それまで7月まで大変だろうなっていう思いでいっぱいですが、どう感じているでしょうか。市長お願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

◎市長(菅根光雄君)

第3弾まで皆さんにご提示しております。そして実際に、特別定額給付金をはじめ、いろんな形で市独自の単独の事業をやってまいりました。やはり私たちは、こうしたからそれで良いんだという考え方を持ってません。できることならば、必要なところには必要だというふうな対応をとっていきたい。そのためには、そういう声があつてほしいなと、届いてほしいなという願いもあります。ですから、今日これから全協もあるわけですけども、全協の中で第4弾を提示させていただきますけども、また思い切った形をとらせてもらっております。それで終わりではありません。どこまで続くか分かりませんから、本当に市民を守るための対策をしっかりとつけていきたいと、ただ私ちょっと心配するのは、一生懸命作られたこの資料ですけども、ひとり親世帯収入ゼロ、21%そうするとここだけが一人歩きしてしまう。尾花沢でもそうなのかと思ってしまうんですね。そうではなくて、できることならここに、尾花沢のデータも載せていただけると、私たちは非常に助かると、その対応もまた取りやすくなるというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

◎議長(大類好彦議員)

鈴木議員。

◎14番(鈴木清議員)

尾花沢の実態を調べたいと思いますが、私個人で調べるのは大変無理なので、行政当局の皆様のお力を貸していただきたいと思います。ひとり親家庭については給食の問題もありまして、全国でこのコロナ禍において、全額補助の動きが活発になってきました。富山県滑川市、千葉県浦安市、山口県下関市、愛知県岡崎市、豊田市など、たくさんこういった動きが出てきております。ひとり親家庭の食について、やはりまた考えていただきたいと思います。生活保護については、ここに載せました扶養義務についての要件には厳密にならないんだっていう、2日前の厚労省の答弁でも、権利として生活保護があるので、大いにためらわずに活用してほしいというふうな答弁をいただいております。必ずしも扶養義務者に連絡されると、家庭が壊れて、自殺者が出る場合もありますので、そこを気をつけていただきたい。特に職員の皆さんには支給するだけではなくて、その相談者の生活が順調にいけるように伴走していただきなと私は思っております。私も生活相談を受けて、一緒に伴走して応援していきた

いと思ってますので、そういう市民を逃さないようにしていきたいと思います。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、鈴木清議員の質問を打ち切ります。

次に、6番 奥山格議員の発言を許します。奥山格議員。

[6番 奥山格議員 登壇]

◎6番(奥山格議員)

令和2年6月定例会にあたり、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染予防対策についてお尋ねいたします。

まず、コロナウイルス流行の第2波について、市ではどのような見通しを持っておられるかについてお尋ねいたします。

次に、3月から5月にかけ、臨時休校の後、学校が再開されても、新型コロナ感染症の流行が終息したわけではないので、コロナ感染予防対策を講じながら、学校教育を進めなければなりませんが、どのようにして感染予防していくのかについてお尋ねいたします。

3番、休校措置の間、生徒の今年度の授業が遅れた訳ですが、どのように授業の遅れを取り戻していくのか、これまで何人かの議員の方から一般質問されましたので、若干重複してしまいますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。

4番、オンライン授業がその対策として進められようとしていますが、デジタル機器の問題で自宅学習が十分できない生徒がいるのではないか、そのサポートが必要だと思いますが、どのように進めていくのかについてお尋ねいたします。

また5番、家庭でオンライン授業にどうしても参加できない子どもがいる場合、どのように対処していくつもりですか、お尋ねいたします。

次に、オンライン授業にも欠点があるのではないか、それをどう埋めていくのかについてお尋ねしたいと思います。

次に、新生活様式での経済活動の再開についてお尋ねしたいと思いますが、特に仕事の性質上、不特定多数の方を相手にしなければならない、エッセンシャルワーカーと言われる方々、医療従事者だけでなく、タクシーや宅配の運転手、スーパーやコンビニの店員など多くの業種が考えられますが、不特定多数に2m以内で接触する人の防護策が必要であります。業種に関しては、そのマニュアルが必要になるわけですが、市内の各業者の方々では、それぞれマニュアルを持たれ

ているのかについて、どのように考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

また、特に観光での宿泊業の方々、観光運送業の方々、タクシー運転代行、飲食店、酒類を提供する飲食店などの方々、どのようにして営業活動を継続していったらいいのか、不安を持っておられることがあります。市としても、そのような不安を解消していく方策を提示していく必要があるのではないかと思いますが、どのように考えますか。

また、集団感染が起きやすい施設としては、集団で寝起きする病院の入院患者、老人介護施設、老人福祉施設、障害者の入所施設等がありますが、集団感染が発生しないように、感染対策のマニュアルを徹底すべきであると思いますが、どのようにこれを把握しておられますか。

次に、病気とされている方、高齢者の方、介護を必要とされる高齢者の方々等に接しておられる方々に、高性能マスクや防護服の確保も必要なのではないかと思われます。各医療機関、老人介護、老人福祉施設、障害者入所施設などに配布していく考えはあるか、お尋ねしたいと思います。

次に、尾花沢市国土強靭化地域計画についてお尋ねいたします。

まず、本市の災害により電力供給が停止した事態に備え、非常用電源設備の整備を促進するとありますが、どのように促進していく考え方か、お尋ねしたいと思います。

次に、本市の災害により電力供給が停止した事態に備え、電話事業者による非常用電源設備の整備を促進するとありますが、どのように促進されていく考え方か、お尋ねしたいと思います。

また、本市の再生可能エネルギーによる発電は、まだまだ数も少なく発電量も少ないと思われます。再生可能エネルギーによる発電の本市への導入をどのように今後を図っていく考え方かお尋ねしたいと思います。

次に、企業の事業継続化計画いわゆるBCPというのがありますけれども、その計画の策定を促進するありますが、どのように促進されるのかについてお尋ねしたいと思います。

また、リスク分散を重視した企業誘致等を進めていくということですが、どのように進めていかれるのかについてお尋ねしたいと思います。

このように、尾花沢市国土強靭化計画は大規模自然災害等の際に、本市の市民の生命・身体・財産を守る強靭な国土づくりをしていくために重要な計画である

と思われますので、今後どのようにこれを活かしていく考え方についてお尋ねしたいと思います。

以上で壇上よりの一般質問を終わりますが、答弁のいかんによりましては再質問させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

◎議長(大類好彦議員)

市長。

[市長 菅根光雄君登壇]

◎市長(菅根光雄君)

ただ今、奥山議員から大きく2点について、ご質問いただきました。

3月31日から山形県内でも感染者が出始めて、早2ヵ月半過ぎようとしております。その間、各事業所等ないしは施設等でも、いろいろな対策をとってここまで臨んできております。たぶん今日の質問にあたり、奥山議員も各施設を廻って、いろいろな現状を確かめながら、今日の一般質問を構成してきたものだと思思います。それらを受け止めながら答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症予防対策についてお答えします。

学校における感染予防策とオンライン授業については、教育委員会よりご答弁いただきます。

新型コロナウイルス感染症の今後の見通しですが、本市においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、対策本部を設置し市民の安全・安心を確保し、不安を解消するため各種対策の推進に努めてまいりました。市民の皆さまのご協力のおかげで、市内での感染は無く推移しております。

5月25日には、全都道府県において緊急事態宣言が解除され、「新しい生活様式」の住民への定着とともに、感染の状況に注意しながら、社会経済の活動レベルを段階的に引き上げていくこととしています。

政府の専門家会議は、5月29日、「全国の感染状況は、ピーク時に比べ大幅に改善されているものの、全国における感染は引き続き報告されております。この感染症は、再度の感染拡大、いわゆる「次なる波」が予想され、長丁場の対応が必要となると見込まれています。したがって、市民1人ひとりの「新しい生活様式」の徹底等による行動変容への協力と、各都道府県知事による、法に基づく協力の要請などを通じて、

「次なる波」をできる限り小さくするとともに、後ろ倒しにすること等により、再度の「緊急事態宣言」を講じずとも済むようにしていくことが求められる。」と分析・提言しています。

現在、海外においては未だ感染拡大の勢いが収まら

ない国や地域もあり、予断を許さない状況にあります。さらに、国内においても、外出自粛要請の解除とともに感染事例が多発する傾向にあり、「新しい生活様式」を実践し定着させなければ、「次なる波」が押し寄せることになると思われます。本市としましても、これまで取り組んできたことを土台として、引き続き、感染症対策に全力を挙げてまいります。

次に業種別における感染症対策です。

今後、経済の活動レベルを段階的に引き上げていく際に重要となるのが、事業を営みながら実践する感染症対策です。対応マニュアルですが、医療・福祉、物流・運送、小売のほか、あらゆる業種について、国の方針に基づき業種別の感染症対策ガイドラインが定められ、各業界を通じ公表・周知されております。

宿泊業、観光運送業、タクシー、運転代行、飲食店の方々についても、先に申し上げた業種別のガイドラインに沿って対応することになっております。

市内の医療機関や福祉施設でも国から示されたガイドラインに沿って、十分な感染防止対策が図られていると思われますが、中央診療所では、手洗い、手指消毒など標準的な予防策に加え、飛沫予防策、接触予防策を実施するとともに、中央診療所独自の感染予防策マニュアルを作成し、隨時改訂しながら院内感染防止に努めています。

対策の一例としては、入院患者への面会制限や可能な限り相部屋を避けるなどの対策のほか、外来の通院患者に対しては、玄関先での検温や問診を行い、風邪症状のある方には、車での待機やプレハブでの診察を行っています。また、診療所内の3密対策の徹底のほか、週2回県立中央病院の先生と二診体制で診察する際は、患者の集中を避けるため、診察の予約制を実施しています。

今後は、感染防止と経済活動の両立が求められます。今後も新型コロナウイルス感染症防止対策を推進するとともに、引き続き生活支援や地域経済の活性化に向けた各種経済対策を展開していきます。

次に、マスクと消毒液ですが、これまで多くの市民・事業者の皆さまから多大なる善意の寄附を賜り、厚く感謝申し上げます。お寄せいただいた物品等について、医療機関、福祉施設のほか、幼稚園、保育園、小中学校、妊婦の方々等に配布させていただき、さらには全世帯へマスクの配布をさせていただきました。現在、マスクや消毒液については徐々に入手しやすい状況になってきています。

高性能マスクや防護服の確保については、世界的な

需要の高まりにより手に入らない状況が続いています。国からサージカルマスクや使い捨ての防護服などが入ってきてますが、仕入れの際は、医療機関向けの医療用品購入ルートから仕入れる必要があり、各医療機関が必要とする数量の確保には至っていないようです。中央診療所では、N95マスクをわずかではありますが入手しましたが、ガウンやゴーグルはなかなか手に入らず、確保するには時間がかかるものと思います。社会福祉施設等においては、これらの用品を再利用するなどの例外的な取扱いが可能とされ、その留意点についても国より発出されましたので、周知したところであります。今後とも、各施設等の不足状況を把握しながら、マスク等の確保・供給に努めてまいります。

次に、尾花沢市国土強靭化地域計画についてお答えします。

まず、非常用電源設備の整備促進ですが、大規模自然災害発生直後においても、行政機能の維持、情報通信機器の継続利用、ライフラインの確保等が極めて重要なため記載している事項です。大規模停電時の電力の確保に向けては、庁舎、公共施設等のみならず、電話事業者による非常用電源設備の整備促進も不可欠であり、事業主体である通信事業者に対し、情報通信分野における非常用電源設備の確保を強く求めてまいります。

このように、大規模災害時における庁舎、公共施設、情報通信機器、上下水道等の重要施設の業務継続のためには、電力の計画的な確保対策が重要です。先の東日本大震災では、大規模停電が発生し、庁舎機能、上下水道等の稼働が困難となり、災害対応に大きな課題を残しました。その後、非常時電源の確保に努め、新市庁舎については、非常時発電設備を備え、停電時でも72時間の電力供給が可能になるなど、順次整備を進めています。一方、上下水道施設等のうち、簡易水道施設の一部や農業集落排水施設では、非常用電源が未整備の箇所もあるため、他の公共施設も含め、非常用電源設備の整備状況を点検のうえ、順次整備に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入についてお答えします。

先の塩原議員にもお答えしましたが、本市のこれまで行ってきた再生可能エネルギーに関する取り組みは、平成16年度に策定した「地域新エネルギービジョン」の策定をはじめ、平成23年度に認定された「大正ロマン再生可能エネルギーパーク」の取り組みなど、産・学・官・民が連携して推進してまいりました。

その後も、平成26年度には、徳良湖マイクロ水力発電と、文化体育施設に大地熱を利用した融雪装置を設置するなど、再生可能エネルギーに関する取り組みを継続し、これまでの経験は、新庁舎に採用した、融解水熱交換方式による新たな雪冷房システムと、地中熱を利用した融雪装置に活かされました。

現在は、民間会社で計画されている宮沢地区中沢川の小水力発電、玉野地区には風力発電の計画がありますが、これらの計画についても、再生可能エネルギーの普及促進が図れるよう設置に向け協力し対応してまいります。

今後の再生可能エネルギー設備の導入については、産・学・官・民による「新エネルギー推進会議」を再編し、本市のエネルギー環境の分析と、本市に合った再生可能エネルギーについて調査、研究し、再生可能エネルギーを活用した設備の費用対効果と、安定した電力供給の観点から判断してまいります。

次に、企業の事業継続化計画（BCP）策定の促進についてですが、事業継続計画は災害等の緊急事態に備え、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続の方法を事前に決めておくものであり、企業が自ら策定するものです。万が一、緊急事態が発生した際は、損害を最小限にとどめつつ、早期復旧を図ることは、市民の生活を維持する観点から大変重要と考えています。

計画策定につきましては、これまで制度やセミナーの周知を行ってきたほか、県の地域コーディネーター等を通じて助言指導を行ってきております。

今後も商工会と連携したセミナーの開催など、関係機関と連携を図り、企業のBCP策定を促進してまいります。

次に、リスク分散を重視した企業誘致についてお答えします。

首都圏など、大都市圏に立地する企業に関する情報の収集については、事業所数も多いため、県と連携を図り、企業のニーズ等の情報を共有しながら誘致を推進していきたいと考えております。

国では、部品の調達から製造、販売・消費などの一連の流れ、いわゆるサプライチェーンの強靭化を図るため、生産拠点の集中度が高い製品・部素材、又は、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内の生産拠点の整備を進めるための助成など、制度整備を行っております。

こういった国の補助金に加え、本市の企業立地促進奨励金、県の企業立地関係補助金などの活用を促しな

がら、大規模な災害の少ない本市をPRし、企業誘致を推進してまいります。

尾花沢市における国土強靭化地域計画は、今後想定される大規模自然災害から市民の生命と財産を守り、持続的な成長を実現するため、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を備えた強靭な国土づくりを推進するためのものです。従来の防災の範囲を超えて、まちづくり政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な展望に立って推進するものであり、今後の本市の事業立案の指針となるほか、国土強靭化に関係する他の計画の指針として活用してまいります。

また、国においては、国土強靭化予算の「重点化」、「要件化」、「見える化」等による地域の国土強靭化を進めるうえで、補助事業や交付金事業の採択には、本計画の登載が必要となってまいりますので、今後も引き続き、本計画の進捗管理等を行なながら、市の重要な事業の推進に影響が出ないように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

私のほうから、1つ目の質問の②から⑥、学校教育関係についてお答えいたします。

学校における感染予防策についてお答えいたします。鈴木清議員への答弁でも申し上げたとおり、国が示した新しい生活様式に基づき、うがい・手洗いの徹底、ソーシャルディスタンスの確保を重視して指導しております。これに加えて、職員による除菌作業なども行っております。また、市としては、そのサポートとして、子どもたちに配付するマスクや消毒液、除菌液などを準備することで、学校運営を継続して支援してまいります。

授業の遅れを取り戻す方策については、鈴木清議員への答弁でも申し上げましたが、学校ごとに年間計画の見直しをしていただき、行事の持ち方や長期休業の期間の見直しなどにより、国の示す標準時数を確保できる見通しが立ったところであります。

オンライン授業に係わる環境整備についてお答えいたします。

授業は基本的に教師と子どもたちが同じ空間で、向き合いながら行うべきものであり、オンライン授業は緊急事態における対応と考えております。オンラインの整備については、鈴木由美子議員に対する答弁でも申し上げましたが、GIGAスクール構想に沿って準

備を進めており、自宅学習が十分できない子どもたちに対する対応についても、機器やルーターの貸し出し等で対応を進めてまいります。

また、オンライン授業以外でも、インターネット上で学ぶことのできる教材や資料が豊富にあります。子どもたちがこれらの教材を有効に活用することができるよう、臨時休業中も、文部科学省からの教材をはじめとして、各学校を通じて子どもたちに紹介してまいりました。

次に、オンライン授業のデメリットについて申し上げます。授業は教師と児童生徒が、お互いの様子を確認しながら創り上げる協同作業といえます。この面からいえば、オンライン授業は、お互いの言葉の発し方や、表情などから感じとれる微妙なニュアンスが十分には伝わりにくいという点が課題と言えます。オンライン授業は、あくまでも臨時休業中のような非常事態における対応のひとつと考えます。

ただし、将来的には、ICT活用の教育は、ますます発展すると考えられ、活用に関する研修を計画していくとともに、各学校においてもお願いしていきたいと考えております。また、教員養成レベルでの研修も重要となってまいりますので、各方面に研修を要望していきたいと考えております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

それでは順次再質問させていただきたいと思います。新型コロナウイルスの第2波の流行について、どのような見通しを持っておられるかという質問をしたわけですけれども、新型コロナウイルスは、先ほど鈴木議員の質問にありましたように、約100年前に日本を襲っているスペイン風邪、これも世界的に流行したいわゆるパンデミックって言われるわけですけども、世界的に流行しているわけなんですね。これが現在の新型コロナウイルスの流行と、やはりパンデミックっていう点で共通するところがあるっていうことで、スペイン風邪が非常に参考になるんではないかっていうことで、鈴木議員のほうからも質問があったところだと思います。スペイン風邪っていうのは、約100年前、日本でいえば大正年間に流行している、1918年頃に流行したわけですけれども、これH1N1型、当時の新型インフルエンザというふうに言われています。致死率が低くとも、感染力が一気に大規模に広まるという感染症の特徴が新型コロナウイルスとよく似ていると言われているところであります。この第1波、第2波、

第3波という厳密な区分がちょっと鈴木議員と違うんですけれども、やはり第1波というのは、一番最初の前触れで、これはほとんど死者が出ていないっていうふうな捉え方をしておるものもあったということです。ところが第2波では、26万人ぐらいの死者が出た。先ほど鈴木議員も25万人ぐらいっていうふうに言ってましたけれども、だいたい似通っているんですけども、特に11月から猛威を振るって、翌年1月に死者が集中したってことあります。その次には第3波ってのがあって、第3波は18.7万人も死者が出たということでした。第2波よりも感染者は少なかったが、致死率が高まって多くの死者が出たということで、第2波、第3波と致死率が高まってきているという、過去のこのスペイン風邪の歴史があるわけなんですね。したがってけして、第1波で収まってしまうっていうふうな観測はやっぱりできないと思いますね、まず間違いなく来るんじゃないかなと、そういうふうな認識に立たなきゃいけないんじゃないかなと思っているところです。特に、アメリカの感染症研究所も関わった研究では、気温22℃湿度50%以上になるとウイルスの活動が収まるという研究報告があつて、冬場のほうが流行するんじゃないかなっていうふうなことは、前のこのスペイン風邪の例から言われているところです。そして、治療薬としてのワクチン、これが発見されるまでは、やっぱり収束しないというふうに言われています。それまでは収まったと見えても、油断するとまた感染が存在することになる。特に治療薬が発見されるまで2・3年かかる。収まるっていうのはどういうことかっていうと、なんか集団免疫ができないと収まらないってことなんですね。だから人口の一定割合の人が、免疫を持たないと収まらない。免疫を獲得するっていうのは、感染する場合と、ワクチンによって、ワクチンの接種を受けて免疫ができる場合があるわけですので、やっぱりワクチンが出ない限り、完全な終息っていうふうな事態にはならないんじゃないかなっていうふうに言われています。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員に申し上げます。質問は簡潔に願います。

◎6番(奥山格議員)

そういうことで、この新型コロナウイルスの場合は、第2波はまず間違いなく来るだろっていうような考え方になつて、やっぱり我々は準備しなきゃいけないんじゃないかなと思っているところであります。それで、今の第2波の問題については、一応これで終わりと思います。

次に、学校が再開された場合ですけれども、また学校に感染者が出てきた場合、北九州市の場合のように実際に感染者が出た場合に、どういった対応になるのかということを質問したいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

お答え申し上げます。学校感染者、濃厚接触者等の定義について日々指示が異なっている部分がありますけれども、学校に感染者が出た場合、例えばそういうふうになった場合については、その子どもについては、別の場所に移して生活してもらう。ほかの子どもについて濃厚接触があったかどうかなどについて、状況把握した上で、3つ4つっていうふうなガイドライン出ておりますので、それに則った対応というふうになってまいります。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

学校に感染者が出ないようにしなきゃいけないと思いますので、これまで言わされたような対策を徹底して、やっぱりやっていくしかないんじゃないかなっていうふうに思っているところですのでよろしくお願いしたいなと思います。

次に、3番、夏休みの短縮などをして、遅れた授業時間を確保ができるというふうな答弁がありました。ただこれについては、詰め込み式になったりすると、生徒の心理的または体力的負担が、過重になるんじゃないかなという心配もありますので、そういう心配はないっていうふうに考えておられると思いますけれども、どのように対応されるのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

先ほどと同様の答弁になるかと思いますけれども、子どもたちの状況を踏まえて、スタートラインについては、無理をかけないような状況にしたいっていうふうに捉えています。スタートして、現状ようやく普通に戻ったところであります。あとは併せて、授業のみで潤いのない生活になつてしまうのも良くないというふうに考えておりますので、運動会や修学旅行等の行事について、いま現場の先生方のほうでできる範囲で、どんな状況だったらできるのかについて検討していただいて、実施の方向に向けて進めさせていただいてい

るところであります。現状について申し上げます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

やはり、遅れを取り戻すために、一生懸命授業時間を確保するために、学校のほうでは頑張ると思われますけれども、やはり子どもたちが、勉強だけの時間が長くなってしまうということで、非常に負担を感じられる部分があると思いますので、今、指導室長が言わされたように、運動会でなるべく体力を発散できるような、あと修学旅行なんかで外に出て見聞を広めるという場、そういうものをぜひ実施できるように頑張っていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、各家庭のオンライン授業というのも、いわゆる臨時休校なんかに、また再びなった場合の、こういったことで、授業をなんとか学校で行われるような授業を確保していくべきやいけないということで進められるわけですけれども、やっぱり各家庭のデジタル格差というのが、一番心配されるわけなんですね。モバイルルーターなんかの貸し出しなんかを行うっていうこともありますけれども、そもそもそういう家庭で、そういうものを使用できるような、知識とか能力というのは、簡単にはできないと思いますので、その辺のところをしっかり子どもたちに習得させていく、また各家庭でそういうものを使えるような環境になるように、指導して行かなきやいけないと思うんですけども、そのところをどういったふうに支援していくのかお尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

ではお答えいたします。ICT関係のパソコンに関する教育については、充実を図るようにというふうな国の方針が示されており、それに準じてGIGAスクール構想というのが今進められております。ただ一斉にスタートしている状況ですので、まず物が揃うかどうかということについては、大きな課題が残っております。ただ現状、各学校ひとクラスごとのパソコンについては整備されておりますので、その使い方、内容、インターネット等の関わり等については、現状の学校教育で進めながら、なおかつ機器の導入について併せて平行して進めているというのが現状でございます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

指導室長の仰るように進めていかれるということですけれども、意外と機械の操作というのは、なかなか思ったようにいかない、スムーズにいかないという部分もあって、故障したりとか、操作ミスがあったり、そういう面で非常に難しいところがあると思います。そういう面でデジタル的な、機械の使い方の操作の仕方をサポートするような支援員が必要ではないかと思うんですけども、その辺のところはどういうふうになっているんですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長(高橋和哉君)

お答えいたします。ICT関係の支援員ということについては、教育委員会のほうでも1名おりますので、学校のほうで廻りながら、先生方の研修、それから機械の操作、ホームページの更新等について、あたっていただいております。ただし、子どもたちのパソコン操作というふうな面については、これから教員必須の教育内容ですので、こちらのほうの研修を進めていくのが、教育委員会としての務めかというふうに考えております。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

ぜひ、ICT支援員の方の努力によりまして、生徒に教える先生方、やっぱり研修というものをしっかりとサポートしていって、子どもたちが皆、家庭でオンライン授業ができる能力を身につけるように、やっぱりしていっていただきたいなと思います。まずよろしくお願ひしたいと思います。

オンライン授業はコミュニケーション不足になるんじゃないかっていうことが、やっぱり問題になっていきます。対面式の授業、また生徒がたくさんいるところで授業を受けた場合だと、生徒間のいろいろな発言によりまして、すごくそれが印象に残り、学習の成果に繋がってくるということはありますので、ぜひそういうオンライン授業に頼らないで、やっぱり対面式の授業を時に行ったり、あとは家庭訪問で、子どもたちの授業の進み具合がどのようになっているか、そういうものをやっぱり補うような、そういうことをやっていただきたいと思うんですけどもいかがですか。

◎議長(大類好彦議員)

教育指導室長。

◎教育指導室長（高橋和哉君）

ご指摘ありがとうございます。本来やはり授業、教育というのは、人と人がやるべきものだと思いますので、それを補う形でのＩＣＴの機器であるというふうな捉えを大事にしながらやっていきたいなっていうふうに考えております。先日も申し上げたかもしれませんけれども、やはり子どもたちと面と向かって対面してやる授業がまず初めであり、それが不可能の場合は分散登校での授業、それも不可能になら、まず家庭訪問、電話訪問するというふうなところをまず初めとして、それが不可能な際にＩＣＴを活用していくというふうな形で整備を進めていきたいと考えております。

◎議長（大類好彦議員）

奥山議員。

◎6番（奥山格議員）

次に、新生活様式での経済活動の再開についての部分にいきたいと思います。

現在、国会で2020年度補正予算、第2次補正予算に計上されています2兆円の地方創生臨時交付金というのが、今国会に上程されているわけですけども、事業者への家賃支援、雇用維持、施設、イベントの再開支援など、新しい生活様式に対応した地域経済活性化に、約1兆円を配分することが柱になっています。第2次補正予算成立後、速やかに自治体ごとに配分可能額の上限を公表して、事業実施計画を提出してもらう予定というふうに、山形新聞の記事に載っておりますけれども、その件については、市のほうでも把握しておられるかと思いますけれども、感染予防を徹底する新しい生活様式への対応分、これは人口や財政力、高齢化比率などに基づいて算定して、地方の自治体に重点配分する方法だということあります。観光施設やスポーツ、文化、イベントを感染対策に配慮しながら再開する取り組みや、テレワーク、オンライン教育の導入を支援する。また、農林水産物の販売促進、観光地の活性化にも充當できるようにするということありますけれども、この点については、市のほうで把握しておられると思いますけども、どのように対処していく考えかお尋ねしたいと思います。

◎議長（大類好彦議員）

財政課長。

◎財政課長（高橋隆君）

取り組みの内容としましては、この後全員協議会のほうで、第4弾のほうでもご説明しますけれども、この交付金につきましては、国の2次補正ということです

2兆円追加されたものであります。今、奥山議員仰られたように、感染状況それから財政力に基づいて配分することまでは、うちのほうにも伝わってきておりますが、その配分内容、どのくらいの配分になるのか、そこら辺はまだ来ておりませんので、お答えできぬところであります。以上であります。

◎議長（大類好彦議員）

奥山議員。

◎6番（奥山格議員）

新生活様式による経済活動をしていかなきゃいけないわけですけれども、これに使用できる地方創生臨時交付金になっていると思いますので、どのような仕事に対して、新生活様式で行う場合に、どのような支援が可能かということについて、市でもきちんと把握していただきたいと思いますけれども、どう考えておられますか。

◎議長（大類好彦議員）

財政課長。

◎財政課長（高橋隆君）

国の方からは、交付金に使える中身として事例集等もきております。それに基づきまして、第1弾、第2弾、第3弾、第4弾ということで、国または市の施策のほうも練り上げておりますので、国が使えるべき事業に基づいてしているところであります。以上であります。

◎議長（大類好彦議員）

奥山議員。

◎6番（奥山格議員）

新型コロナに感染すれば、死んでしまう危険性もあるわけです。しかし仕事をしなければ生活することはできないので、それで死んでしまう可能性がある。コロナウイルス感染症の流行下では、経済活動をする方々に、そういうジレンマがあるっていうわけですね。そのために、感染予防をしながら経済活動を再開しなければならない。それが、新生活様式による経済活動であり、どうしてもやっぱり実施していくしかないというふうなことだと思います。したがって、新生活によって経済活動する場合に、業態ごとによってそのやり方が異なると思うんですけども、そういうときに、やっぱり費用がかかるというふうなことがありましたら、それに対する支援というものをしていく必要があるんじゃないかな、そういう場面に地方創生臨時交付金なんかも利用できるんじゃないかなと思いますけれども、よろしくお願いしたいなと思います。

特にやっぱり観光業、宿泊業の方々、旅館の部屋、

廊下、トイレ、浴室、ロビーなど、旅館内の各部屋を利用して、やっぱり宿泊するわけですから、お客様が触れるところや物、全ての清掃、消毒等が必要になるわけであります。それだけ注意しなければならない点がたくさんあると思います。また、旅行なんかもそうですね、旅行する際に、これまでと同じような、やっぱりバスなんかに同じくらいの人数を乗せて、旅行させるというわけにいかないので、お客様も3分の1とか、2分の1とかに減らして、やっぱり運行していかないと大変だ。すごく経済的に負担がかかるわけで、こういった場合にはやっぱり市のほうでも、支援なんかも考えていく必要があるんじゃないかなと、そういうふうに思っているところであります。そういうマニュアルっていうものを、各業界で業種で持つべきでありますので、そのようなマニュアルがちゃんとあるのか、そしてそれが適切に運用されているのか、そういうものをやっぱり市としても把握しておかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、尾花沢市国土強靭化地域計画について再質問したいと思います。

東日本大震災のときには、何日も停電が続きました。夜は明かりのない生活がありました。そのときにやっぱり非常電源設備があれば、大変助かったと思います。そういう意味で、こういった非常電源設備の整備を促進していくというような計画の内容になっていると思います。尾花沢市の公共施設の中で、指定避難所となっている学校とか各地区公民館など、いろいろ非常用電源設備が備えられているところが多いかと思いますけれども、今後非常用電源設備などが必要と考えている施設がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

お答えいたします。災害時の非常用電源等の関係でございますけれども、先ほどの市長の答弁にもございました。大規模災害が発生して、その直後にですね停電っていうふうになった場合につきましては、やはり行政機能の維持とかですね、情報通信機器の継続利用、そして市民の皆様のライフラインの確保ということは、極めて重要な事項となっておるところでございます。そういう意味で、新しい市の庁舎につきましては、非常用電源ということで、エネルギー棟のほうに設置をしているところでございます。また、各公共施設を利用しております指定避難所につきましては、すべて

の避難所について、ガソリン等の燃料を使った発電機でありますけれども、すべての避難所で、指定避難所で配備をしているところでございます。そのほかに、先ほど市長の答弁にもございましたが、簡易水道施設、それから農集排施設、そこの一部のほうで、まだ非常用電源の設備が整ってないところがございますので、そういうところを早急に順次整備していきたいというふうなことを考えておるところでございます。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

よろしくお願ひしたいと思います。次に、電話回線のほうも、やっぱり停電になると、今、光電話回線なので、停電になると使えなくなってしまうわけですが、非常用電源設備があれば、電話回線が利用できるっていうことであれば、非常に助かると思います。それについては、どのようにどの範囲で進められているのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

防災危機管理室長。

◎防災危機管理室長(鈴木浩君)

まず停電災害時に、停電が起きた場合に、通信機器を利用するには、使う側の電力がまず確保されなければならないと思います。さらに一番重要なのは、その通信情報分野といいますか、その基地局となる施設等の電源を通信業者側で確保してもらわないと、通信網が動かないというふうになるかと思いますので、その部分については、市のほうで整備について着手することはできませんので、通信業者のほうにしっかりとその部分の電力等の非常用電源等の確保について、行っていただくように強く働きかけてまいりたいというふうに考えています。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

ぜひ進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、再生可能エネルギーによる発電でありますけれども、東日本大震災によって、原発事故によって、未だ帰還できない地域があるなど、原発事故の被害っていうのは、未だに続いている大変大きな影響をもたらしていると思います。したがって、そこでやっぱり原発だけに依存しない再生可能エネルギーによる発電ということが全国的にでもありますけれども、その中で、本市でもやっぱり進めていかなければいけないと思

います。そういう考え方で、これから小水力発電、風力発電、その他太陽光発電など、こういったものを前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、その辺のところいかがでしょうか。

◎議長(大類好彦議員)

環境整備課長。

◎環境整備課長(鈴木賢君)

再生可能エネルギー関係にお答えしたいと思います。塩原議員のほうにもいろいろお答えいたしましたけれども、まず県内でも風車の町の立川地区などが先進地の事例であります。尾花沢もさまざまな部分で民間、官・民一体となってしている部分もあります。3月議会でも触れましたけれども、やはり各行政関係の部分での自治体新電力、だいぶハードルが高い部分がございます。こちらのほうも研究するような形になるかと思いますけれども、お隣最上町のバイオマスエネルギー関係は、だいぶ町の森林を活用しての部分、あとお隣宮城県加美町では、株式会社かみでん里山公社という加美町の地域新電力なども立ち上げておりますので、その辺を研究しながら勉強してまいりたいと思います。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

よろしくお願ひしたいと思います。

次に、事業継続計画でありますけれども、これ非常災害の場合に、通常の事業活動が中断した場合に、可能な限り短い時間で復旧できるようにすることが、やっぱり事業にとって非常に重要であるという認識から、この事業継続計画っていうものが、出てきているわけですけれども、これ経済産業省の補助事業にもなっておりますけれども、市内の企業の中で、このような計画を立てているというのがあれば教えていただきたいなと思います。

◎議長(大類好彦議員)

商工観光課長。

◎商工観光課長(永沢晃君)

お答えいたします。近年であればだいたい5社が昨年一年間ぐらいで策定してもらっております。というのは、本来先ほどありました東日本大震災の発災を期に、自然災害に強いっていうふうな企業づくりと、また新型インフルエンザっていう部分での、昨年までの感染症に対する想定されたBCPになっておりました。ただ近年の急激な人口減少に伴った労働力不足という部分についても踏み込んでおりまして、ファクトリー

オートメーション化っていうことで、人が少なくて物が製造できるような、企業・会社づくりに対しても、こういうものが取り組めるっていうふうな流れになってきたということもあって、ものづくり補助金っていう国の補助金に申請する際は、このBCPの策定が今ポイントを上げるための必須の項目として今出てきているっていう部分もあっての流れというふうに感じております。以上です。

◎議長(大類好彦議員)

奥山議員。

◎6番(奥山格議員)

これから事業をしていく上で、非常にそういった事業継続計画を策定して頑張っていくという企業に対して、やっぱり補助を行うというような国の姿勢もあるようですので、やはりこういったBCPの支援というものをやっぱりやっていかなきやいけないんじやないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと次ですけれども、リスク分散の企業誘致、こういったものを今回の新型コロナウイルスの問題の中で、在宅勤務とかテレワークの推進が進められるとありました。あと地方に行ってもこれは仕事ができるってことであります。また、部品供給などのサプライチェーンが断たれるとやっぱり業務が中断してしまう。それによって企業が活動できなくなってしまうっていう場合もありますので、こういったサプライチェーンのリスク、危険の分散っていうことで、やっぱりこういったものも、地方に持ってくるということが可能であるということは、今回認識されたと思いますので、ぜひ大いに本市の良さをアピールして、過密ではない尾花沢、そして土地が広い、空気も良いと、そういう地域の良さをアピールして今後進めていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。これで終わります。

◎議長(大類好彦議員)

以上で、奥山格議員の質問を打ち切ります。

これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労様でございました。

散会 午後2時54分